

【八八】世良の死因と嘆願書却下(二)

九條總督の家人、鹽小路光孚の手記は、以下につゞく。

併し去る十二日仙米二中將參陣、會津降伏、謝罪嘆願書差出し、一先御預りに相成候上は、何とか返答不致ば不相成、右返答も曖昧之事も不被申、名義不失様之返答、斷然御達し被成度、就ては文言被取綴、朝敵不可入天地之罪人に付、不被爲及御沙汰、早々討入可奏成功之返答書、早速歸陣にて、御達可被成旨にて被相渡。

此れは鹽小路から世良修藏への報告に對し、世良からの意見を陳述し、其の答案を示したる次第を云ふ。

世良奥羽

其上にて世良被申候には、右御返答御達しに相成候はゞ、定て不服沸騰可致

人心沸騰
處理案

哉も難計、其節品能御申述被成、前顯御達申候は、督府名義の已之事にて、全くは兎も角白川口へ轉陣致し、早速東京大總督參著、奥羽兩國之國情逐一申述、事靜謐之取計可申旨、品能被申聞、此場を透し、白川城へ御轉陣被成候はゞ、官軍も追々彼地へ縁込にも相成候、左候はゞ更に軍談を決し、速に打入可奏成功事に候と、内外懇々被申候。

此れは答案通りに發表すれば、奥羽人心が沸騰するやも、計り難きが、それには斯くす可しとの善後策を、世良から鹽小路へ申含めたものだ。即ち却下は奥羽總督限りの事にて、何れ江戸に在る大總督宮へ、奥羽各藩の事情を開陳し穩便に取計ふ可しと理り、岩沼より白河城に轉陣し、官軍の來援を待つて、會津へ打入る可しのことだ。

抑も江戸を改めて東京と稱したるは、七月十九日のことだ。然るに本文は閏四月中旬のことであるに、東京と稱するは、元來鹽小路手記は後年に至りて其の記憶より綴りたるものであるが爲めだ。

恒木の不
服暴言

委細承り、午前十時頃同所發し歸陣掛、二本松、本宮之間にて、醍醐家に御出逢し、世良演舌申上、直に發し、十六日岩沼へ歸陣仕、早速道孝へ申入、翌十七日、夫々去る十二日仙米より歎願書返答、但木士佐呼出し被達候處、大に不服之事にて、豈計哉種々之暴言も申述候得共、是れは督府之名義のみ御達申候。内實は不日白川口へ轉陣被致、迅速江戸へ出張、大總督府へ參陣、奥羽之國情逐一辯解被致、何分にも靜謐之取計、屹と致候旨、品能申述候處、乍不服返答書持歸り申候。

正者誤認訂

とある。此に對して、防長同天史は、左の如く批判して、其の誤謬を訂正してゐる。此記事によれば、十三日午後岩沼發、翌十四日曉桑折にて、醍醐に面會とあるも、十四日晚には、醍醐は猶白石に在りし筈なり。同日午後本宮にて世良面會とあるも、其頃世良は既に白河に在り。十五日歸路二本松、本宮の間にて、醍醐に出逢ひたりとあるも、醍醐は十八日桑折より福島に入り、十九日福島を發し、八丁目にて世良に逢ひ、其れより南進して、二本松、本宮方面に向ひしこと。

諸證歴然たり。

此れは同天史の批判の方が、信憑に値ひする。

事實の内容に至りても、醍醐の世良に聞て後に決せんと答へしを聞ながら世良獨斷の却下文案を得て歸りしも怪むべく、十七日に却下したりと云ふも、既記の如く反対の諸證あり。要するに鹽小路手記の此一段は、甚だ不正確なり。實は同手記の此部分は、「思出し書草案」と記したるものに過ぎず、隨て日取に錯誤あるのみならず、内容にも何等か爲めにする所ありしが如し。と云ふてゐるが、此れは餘りにも世良を回護せんが爲めに、鹽小路を疑ふたるものではあるまい歟と思ふ。

ふ小路に鹽
路を疑K世良回護
過ぐ

【八九】世良の死因と嘆願書却下(三)

八九 世良の死因と嘆願書却下(一)

三六三

縦令日時と場所には、多少の錯誤あるも、鹽小路が世良と面會したこと、世良が廻答の文案を授けたること、世良がその善後の措置に就て語りたることまでも、故に鹽小路が製作したるものとは認む可きものではあるまい。然るに防長回天史には、之をさへも鹽小路が、但木、坂等と合作したものであると猜定してゐるのは、餘りにも世良回護に過ぎたものではあるまい乎と思ふ。今ま防長回天史に據れば曰く、

案するに仙臺藩記に、十九日鹽小路白石より岩沼に歸ると見え、又仙臺戊辰史に既記の如く十八日鹽小路は、桑折にて少將(醍醐)に會見し、「歸りて之を總督及び仙臺公に報告せしかば云々」とあり、又歸著日を十九日とせり。鹽小路が桑折よりの歸途、先づ白石に至りしこと疑ひなし。往路にも白石に立寄りしと見ゆること既記の如し。殊に此處の「仙臺公に報告す」との文字、甚だ怪むべし。鹽小路が往路のみならず、歸路にも坂、但木等と會見し、何事か周旋せしたこと、想像に餘りあり。因て考ふるに、歸路の際、鹽小路は歎願の處置、採否とも、

甚だ困難なることを語りしに非らざるか。又坂、但木等は、今日に至りては、採否孰れにても、速に決定ありたとして、暗に却下も亦た妨げなしとの口氣を巧妙に漏し、以て鹽小路を誘惑せしには非ざりしか。坂、但木等は、當時既に斷然薩、長捕獲の内議を決せるを以て、强硬なる却下は、却て彼等の利益と考へしとするも、決して不自然に非ず。彼等が世良以下薩、長人を暗殺して、以て奥羽全體を、騎虎の勢に陥れんと計畫せる最中なれば、此事決して有得べからざるの事に非ず。

と判断してゐるが、然も若し然りとせば、何故に總督は、其の意見を、醍醐、澤、世良大山に徵したる乎。苟も之を徵するの必要ありとせば、總督及び其の家人のみにて、仙臺人士と相談の上、歎願書却下を斷行す可き筈はない。されば鹽小路手記は、時日とか、場所とかには、多少の錯誤ありとするも、世良との會見及び談話の大筋には、間違なしとせねばならぬ。九條一存にて取計らひ難き爲めに相談したるに、その相談を無視して、却下を斷行す可き謂はれ無きことだ。

世良底意

世良は元來長州人である。長州人には固より變通の才多きが、同時に長州人は其の一舉一動必らず名分とか、道理とか、兎角筋道を立つことに拘泥する癖がある。別言すれば薩人は時として無軌道にて満足するが、長人にはそれが出來ない。されば世良の如きも、表面には打入を飽迄聲言し、裏面には仙、米を慰撫し、姑らく時日を遷延し、世良自身西歸して、官軍の來援を俟つて、而して後大舉其の目的を達するの底意であつたであらう。斯く觀察し來れば、鹽小路手記の文意は、確かに其通りに解釋が出来る。

澤、大山は庄内方面であるから、姑らく措く。醍醐、世良、特に世良の意見を無視して、九條總督が獨自一己の專斷にて、嘆願書を却下するが如きは、到底不可能である。況んや九條總督は、業に既に一應は其の嘆願書を受理したる弱味があるではない乎。而して九條總督及び其の周邊は、比較的軟論であつたではない乎。假りに防長回天史の揣摩通りに、坂、但木の諒解を得たとは云へ、世良を無視して、嘆願書却下などを、斷行し得可き筈は無かつたであらう。されば其の却下書

が、十七日にあつたにせよ、十九日にあつたにせよ、或は廿日であつたにせよ、其日時は問題とするに足らない。而して世良は仙臺、米澤等が、其の文句通りに奉命せざるを熟知しながらも、奥羽總督府の立場を顧慮し、其の面目上、會津打入を聲言するの必要を感じ、裏面には仙、米人士を慰諭し、表面には先づ其の體裁を繕ふ爲めに却下案を授けたものであらう。而して彼は當分の間は、打入と言ひつゝ打入らずして、やがて官軍大舉して打入を實行するつもりであつたものと察せらるゝ。

【九〇】世良の死因と嘆願書却下(四)

却下と嘆願書

要するに世良の死因は、必らずしも嘆願書の却下には干係しない。却下しても死、却下せざるも死。彼は既に殺害せらる可き運命の下に置かれてあつた仙臺

會津の人士の間に彼の殺害の相談は嘆願書には干係なく別途に成立した。強
ひて干係ありと云ふも、其の却下以前に成立した。
的憎惡の標
要するに當時薩長の行動は、東北人士の尤も憤慨したるところであつた。而して彼れ世良修藏は、薩長の中に於て、最も東北人士の憎惡の標的となつてゐた。一方から云へば、世良は薩長の代表者として、其の犠牲となつたのだ。否な世良は尤も其の職責に忠實にして、その爲めに身を殺すに至つたのだ。然も他方から云へば、世良は故らに東北人士を憤慨せしむる言動を逞うして、自から其死

ひて干係ありと云ふも、其の却下以前に成立した。要するに當時薩長の行動は、東北人士の尤も憤慨したるところであつた。而して彼れ世良修藏は、薩長の中に於て、最も東北人士の憎惡の標的となつてゐた。一方から云へば、世良は薩長の代表者として、其の犠牲となつたのだ。否な世良は尤も其の職責に忠實にして、その爲めに身を殺すに至つたのだ。然も他方から云へば、世良は故らに東北人士を憤慨せしむる言動を逞うして、自から其死を招いたのだ。如何に東北人士が薩長に對して不服であり、不快であつても、世良にして今少しく謙抑にして、練達でありたらんには、或は其の一命を喪ふまでは到らなかつたかも知れない。然も彼は未だ三十四歳の壯年にて、長州氣質の一徹にて、郷に入りて郷に従ふほどの餘裕の持合せが無かつた。されば只だ平押しの一手にて、戦ふ意無き仙臺人士を驅りて、會津打入を督責し、遂ひにその爲めに漸く萌生せんとする東北人士反動の氣運を、寧ろ挑發するに到つ

たものであらう。

下嘆頤書却

去説九條總督の名もて去る十二日(閏四月)仙米兩藩主より差出したる三通の嘆願書は、閏四月十九日、左の如く却下した。

米 仙
墨 臺
中 中
將 謙

卷之三

卷之二

真無德者失功

角川文庫

三通之勅願書閏四月十二日總督府に進達す。追て附札左の如し。
會津容保儀不可入天地之罪人速に討入可奏成功候事。

と、何れにしても其の意味は同一である。而して口氣も亦殆んど同一である。

九條諮詢

九〇 世良の死因と嘆願書却下(四)

鎮撫總督御朱印の御書付を以て、會津謝罪、降服敷願書並奥羽各藩添願書被差出候處、容保儀不可容天地罪人に付難被及御沙汰早々討入可奏成功者也との御達にてとありて、廿日のこととしてゐる。何れにしても會津若しくは其の藩主松平容保が、不可容天地罪人の文句は同一だ。若し斯る文句を九條總督獨斷にて下命するほどの決心あらば、十二日に受理したる敷願書を、故らに數日後に遷延する必要は無い。遷延したるは澤、醍醐、大山、世良等の意見を諮詢したるに相違無い。而して澤と大山とは、庄内方面であるから、別して醍醐と世良に相談し、會津討入の中心人物たる世良の意見を諮詢したるに相違ない。されば此の文句は假令世良の手筆とせざるまでも、世良の意向であることは、断じて疑を容るゝの餘地はあるまい。但だ世良自身も、此の文句通りに實行せられ得可きものとは思ふてゐなかつたことは、彼は直ちに歸西して、大兵を提げ来て、會津討伐の目的を果さんと目論見たるを以て知る可しだ。尙ほ會津側でも、

閏四月十五日付にて、

御沙汰の趣難有拜誦仕候得共、徳川家名成行不見届内は、謝罪仕間敷覺悟に御座候間可然御沙汰奉願上候以上。

陪臣 松 平 肥 後 守

との届書を提出してゐる。此の御沙汰の趣とあるは、四月廿五日付にて、總督府より會津宛。

松平肥後守追々暴勦に及候趣に候得共、罪魁之儀一等を被宥候上は悔悟、伏罪、御仁慈を仰ぎ候に於ては、寛典に可被處候間心得達無之様、御沙汰候事。との達書にて、それに対する返答だ。されば會津に於ても、薩長に對しては、十二分の敵愾心ありて、其の戰ふを好まざるは、仙臺や米澤に對しての事で、薩長に對しては、決して一步も假藉せぬ決心をもつてゐたのであらう。

要するに、會津も、米澤も、仙臺も、庄内も、自餘の東北諸藩も、悉くとは云はぬが、概して薩長の上方に於ける行動には、其の程度の相違こそあれ、何れも釋然たらざるものあつた。此處に世良の死因があり、此處に奥羽聯盟の紐帶があり、此處

各藩皆薩長に釋然

に會津籠城があり、此處に同様の理由もて北越の戦争があつた。而して其の原因は西南と東北との事情の疏通を缺いた爲めであつた。其の中には東北人士が時勢に迂闊な點もあり、薩長人士が反感を挑發した點もあつた。然も要は兩者の情意の疏隔が其の主因であつた。

瀬上主膳は、世良殺害の事を、姉歯武之進に命じ、自身は白石本陣に報告の爲め、早追にて福島を發し、越河に至れる時、大越文五郎の福島に向つて急行するに逢ひ、又行く半里にして櫻田敬助の急行し來れるに逢ひ、次に又た平田小治郎の急行に逢ひ、良やありて御小人目付の急行に逢ふ。何れも世良一件に關するもの亦た以て如何に白石本陣に於ても、世良處分に關心したるかを知る可し

【九二】仙臺藩の撤兵

だ。瀬上は午後二時頃白石に著し、石母田備後、増田歴治、眞田喜平太等に顛末を告げ、藩主に謁し、詳細の事情を陳述した。

世良と勝見との首級は、當時福島にあつた菱沼中太郎、田手喜右衛門に渡し、大越文五郎は、之を左の届書と共に、白石の本營へ送つた。

首級一つ世良修藏年三十四(實名不詳)。同一つ勝見善太郎(年、實名不詳)

戊辰閏四月廿日見届

越文五郎

菱沼田手は、當月十五日、江戸遊學を名として、世良を白河附近にて狙ひゐたるものだ。而して右兩人は廿一夜十一時白石本營に著し、大越の届書を今村鷲之助に提出した。今村曰く、首級は何れに置けるや。兩人曰く、旅館岡本豊治方にありと。依て今村より眞田喜平太に申し出で、但木土佐に届け出でた。土佐曰く、何故に首級を持參せしか。今村曰く、大越文五郎の命ありての由であるが、如何に處置す可きや。但木曰く、罪狀申し渡しの上斬りたるもの故、固より罪人の首

る首級を葬

級である。白石子捨川へなりと投げ捨てよと。今村曰く、假りにも天下の參謀とな
名乗れるもの故、斯くては悪しからん。但木曰く、然らば便宜取計ふ可しと。是に
於て今村は真田喜平太と協議の上、片倉家の菩提寺に葬らんとしたが、寺僧肯
かず。依りて傑山寺の末寺、白石城外、西森合村月心院境内に、兩首級を葬つた。

仙米兩藩

尙ほ總督府より嘆願書却下、會津打入の達書(参照九〇)に對し、仙米兩藩主は、左
の届出をなした。

今度會津容保降伏、謝罪之儀、家來共歎願申出候に付、國情等の儀、委細演説の
上、寛典之御沙汰、被成下候様、過日奉懇願候處、朝敵不可入天地之罪人に付、難
被及御沙汰、早々討入、可奏成功旨、御達之趣、承知仕候。固降伏、謝罪顯然之事に
而、降者容れ拒者討候社、王者之兵に有之、殊に更始御一新之砌、被爲動干戈候
儀、於天朝必不被爲好、征討總督府より御沙汰相成居候次第も有之。此上押て
御征伐之命被相下候儀、乍恐公明正大之御處置如何と奉存候。加之當時農桑
繁盛之折柄、諸藩數萬之出兵、徵發轉輸之愁苦不堪、既に所々一揆等相起候勢、

實以不忍聞、最早蒼生塗炭に陷候間、是迄出兵之口々解兵仕、猶又衆議相盡奉
伺太政官候外、他事無御座候間、此段御届申上候以上。

閏四月十九日

指九條總督
令

仙臺中將
米澤中將

仙臺中將
米澤中將

仙臺中將
米澤中將

仙臺中將
米澤中將

會津容保降伏、謝罪之義、嘆願之趣、京師へ可申越候間、追て何分之沙汰有之迄
は、其藩諸攻口出張兵、少々番兵差置き、自國の境内へ可引退候事。
但白河口近邊諸口會境外に於て、浮浪之者、會藩と詐り、農家へ押入り、金銀盜
取、或所々屯集、御領等へ種々廻番致候由、相聞候間、探索之上、守衛兵を以て、早
早掃攘可致候。尙ほ藩より精々取押候様、手堅可相達候事。

閏四月十九日

總督府

八百長的

斯くの如く總督府から、おめくと撤兵の命令を發したるに就ては、恐らくは仙、米兩藩の重役と九條總督側の者共との間に、内々協議出來し、所謂る八百長的に此の届書と、此の指令も出來たものと猜察す可き理由がある。

【九二】薩長人殺害せらる

の被害者
世良以外

アンチ薩長の犠牲となりたる者、世良修藏ばかりでは無かつた。世良と同時、同處にて暗殺せられたる勝見善太郎以外、長藩野村十郎は、福島に入りしどき、醍醐少將の面前に於て斬殺せられた。世良の附屬松野儀助は、白河を遁れ、福島に入り、世良の安否を探問する際に、同處にて殺された。同馬丁繁藏も同處にて殺

計衛金兵
鮫島殺害の兵

された。中村小次郎は、白河城防戦の際負傷し、一旦は二本松に遁れたが、閏四月廿二日興にて福島に赴かんとする途中、仙臺藩人數人の爲めに斬殺せられた。薩人内山伊右衛門は、従卒及び僕等と共に、弾薬を羽州に運搬中、二十二日途中にて仙臺人の爲めに殺された。又た鮫島金兵衛は、南部兵の軍監として、桑折より羽州に赴きつゝあるに際し、彼を誑かし、仙臺に還らしめ、之を殺した。仙臺戊辰史は曰く、

世良を殺害せじ當日、岩出山方面へ向ひ、北行せる南部藩の兵、仙臺長町へ宿泊せしが、其の中に鮫島金兵衛なる薩人あり、此夜進みて七北田驛に宿泊せしが、盛岡の隊長、彼に告げて曰く、宜しく仙臺に歸らるべし、吾隊は同行を好まずと、蓋し之より先き、同人を誅戮するに決し、但木土佐より盛岡藩隊へ照合する所ありしが爲めなり。

此の鮫島は但木土佐の指金にて、殺さる可き運命の下に措かれた。

金兵衛輿に乗り、仙臺に向て走ること十丁餘、阪路に差蒐る時、仙臺監察鈴木

金兵衛殺
さる

直記の配下、御小人高橋丈八郎、菊地兵三郎、郡山仲太郎、松田林藏、石賀文左衛門及盛岡藩小監察遠藤某等、左右より近づきて切り掛る。金兵衛與中より躍出で、太刀を抜て切り結ぶこと數合、遂に斬り殺さる。丈八郎等金兵衛の屍を路傍に埋めて去りしといふ。

中村小次郎斬殺

尚ほ又た中村小次郎斬殺の模様に就ては、仙臺戊辰史は、左の如く記してゐる。閏四月廿日、會津藩が白河城を襲撃せし時、棚倉兵其の他を指揮して戦ひし長藩中村小次郎は、負傷せしを以て、仙藩岡崎賢守介抱して根田迄引揚げ、之を仙藩栗村五郎七郎、及長藩野村十郎へ託せしが、同廿二日小次郎は退きて二本松に至り、住吉屋と云に休憩、飲酒中、五郎七郎及び齋藤安右衛門、菊地求馬等、東山の郷士太田某と計り、小次郎を誅するに決し、住吉屋より輿にて出发し、二本松柳清水町の路傍に於て、之を斬殺し、屍骸は翌日に至り、之を埋めたり。

と、又た内山伊右衛門の斬殺に就ては、左の如く記してゐる。

内山伊右衛門斬殺

薩人内山伊右衛門なるもの、卒西田十太郎、僕太郎等を伴ひ、彈薬七車の運送を督して、尿前を越え、羽州へ赴かんとして出發したるを聞き、閏四月廿二日、仙臺藩の荒井平之進、橋本豊之進、狭川公平、小人組松田三四郎、山田五郎吉等、尿前より半里程先へ廻り、待受けしに、一行鍋越澤といふ處へ來蒐りしを以て、三四郎と五郎吉とは、十太郎と太郎とを斬斃し、平之進は伊右衛門へ初太刀をつけ、公平二の太刀をつけたる所へ、豊之進館を以て突留め、其の屍を近傍へ埋め、首級は仙臺へ持ち登せ、七北田刑場へ捨てたり。所持の弾薬一萬七千粒(樽入)管二萬千六百は、伊達彈正之を預かり、金百六十八兩二歩、錢二貫三百十六文及び刀、短銃等は、一行に於て、之を頒てり。

尙又平坂信八郎は、總督府會計として、總督府に附屬したるが、廿三日二本松より福島へ立戻りしを、會計方不束の廉ありと稱し、大越文五郎の部下を以て、之を捕縛し、仙臺へ送り、之を獄に投じたが、彼は宇都宮藩士にして、長人ならざりしが爲めに、賴ひに獄中にありて、一命を保持した。

第十七章 奥羽官軍の退嬰

【九三】會津兵 白河城を占領す

仙臺人の世良修藏殺害と、會津兵の白河城の占領とは、殆んど同時の出來事にて、兩事は仙會兩藩の間に、互ひに諒解のあつたばかりでなく、實は兩藩にて諜謀の結果であつたことは、之を推斷するに難くない。『會津戊辰戰史』は曰く、
是より先き閏四月十六日、始めて我が兵（會津兵）を大平方面に進め、純義隊長
小池周吾、會義隊長野田進、眞名子村（原註、西白河郡西郷村大字眞名子）に出陣す
野田進、内村砂次郎潜行して、白河、棚倉地方の形勢を探る。時に仙臺、二本松、棚
倉、三春、泉、湯長谷、各藩の兵白河城を守り、世良修藏牙城に在り。薩州、土州、大垣
の兵、來るの報に接し、修藏令して、各藩の兵を他に移し、獨り二本松の兵を止
めて之を守らしめ、修藏は福島に至る。而して守城の各藩は、皆戦意なきもの
なし。

如し。

此れは勿論のことだ。但だ世良其人は仙會の間に、幾許の氣脈相ひ通じてゐた
乎、恐らくは深く之を究むるに遑なかつたであらう。そは彼自身の生命さへも、
既に兩藩の間に於て、措置が約せられたるさへも知らざるほどなれば、其他は
推して知る可しだ。

十九日間諜報じて曰く、仙臺の兵、已に矢吹（原註、西白河郡矢吹町）に退き、岩城、
三春の兵も亦退かんとするものゝ如しと。是に於て我が軍機失ふべからず
と爲し、野田進、小池周吾各々其の隊を率ゐて薦進し、別に使を馳せて勢至堂
口の守將鈴木作右衛門に報す。二十日曉天兵を三分し、小池周吾は後門より
野田進は前門（追手門なる可し。城の正南門なり。後門、外城は詳ならず）より、三坂喜
代助、西山半三郎等は外城より猛撃す。城兵狼狽して支へず。我が兵火を會津
町（城の正西方に在り）に縱ち、敵兵十餘人を擒にする。三坂喜代助、外城の女牆を
攀ぢて城中に下り、直ちに城門を開く。全軍進入す。城中大に驚き、二本松の兵

は敗軍を装ふて退き、岩城の兵は火を城中に放ちて退く。我が兵城に入るや偶々二本松の兵士一人馳せ來りて曰く、貴藩とは密に約する所あり、然るに今火を放つは何ぞ(火を放ちたるは我が兵にあらず。發砲の誤りにあらざるか)吾等之を質さずして退くは、武門の道にあらずと、頑然として動かず。我が兵答へて曰く、嫌疑を避けんが爲めに、故らに攻撃の態度を示したるに過ぎず、請ふ之を諒せよと。

此の如く攻者と守者との間には、密約ありて、云はゞ互ひに八百長の戦争を爲したるのみだ。

又中地村の郷士、渡部留助、城中に入り、長州人中村小次郎を斬らんとす。中村も亦刀を揮つて暫く格闘せしが、渡部は遂に中村を地に倒し、首を讎せんとせし時、偶々一敵兵(岩城藩の兵ならん)來りて渡部を斬り、中村は二本松兵に助けらる。斯くて我が兵城に在るや、太田原の西軍來り襲はんとするの報あり。因つて急に戦備を修む。午の下刻(午後一時)勢至堂口に在りし鈴木作右衛

門田中左内、青龍一番士中半隊頭落合經三郎一小隊を率ゐ、野村元六、矢島村右衛門、農兵を率ゐて來り會し、兵勢頗る振ふ。

此の如くして白河城は、全く會津兵の手に歸した。實は仙臺及び其の同志の諸藩が歸せしめたのだ。

仙藩和田右文、此の状況を見、馬を馳せて郡山に至り、參謀醍醐少將に報ず。少將色を失ひ、從者二、三人と潛行して福島に至りしに、關門堅く鎖して入るを得ず。従者守兵に告げて曰く、醍醐少將歸陣す。速に門を開けと。守兵曰く、印鑑を示さる者は、通過を許さずと。仙將泉田志摩之を聞きて、門を開かしめ、先導して福島城に至り、其の夜舟を逢隈川に泛べて、密に仙臺に歸る。

此に至りて、醍醐少將も亦た、仙臺人の仁恵の下に立たねばならぬことなり

了つた。

酒會上宛狀

【九四】九條、醍醐二卿の歸仙

白河城を占領したる會津藩は、更に閏四月二十一日、其の隊將一柳四郎左衛門よりして、隊兵石塚源助、林部敬藏を遣はし、左の書簡を齎らし、福島に到り、瀬上主膳に贈らしめた。

一簡啓上仕候。向暑の節、御永陣御心勞に候處、益御勇勝珍重奉存候。然るに昨夜中根、辰野歸營（參照八七八九）御左右承知、賊首世良修藏御手へ生虜の由、始終御神算の程感嘆難及、楮上奉存候。隨て右殘黨周章狼狽可致哉。御人數に御不足は有御座間敷候得共、白石御本陣近口の儀にも御座候得ば、相應の御警衛、無御遠慮可被仰聞候。右爲得貴意、如斯に御座候。恐惶謹言。

此にて如何に世良殺害の一件が、仙、會兩藩の間に、氣息が相通じたるかと判知る。而して醍醐少將は、既記の如く（參照九三）仙臺軍事局の泉田志摩の取成にて、關門を開らき福島町に入つたが、一行中の野村十郎は、長人たるの故をもて、

仙臺歸少將

九條總督

仙臺入り

馬より引下ろし、捕縛せられ、平田小四郎は長州の罪を數へて之を斬つた。醍醐少將は廿五日福島より岩沼へ歸營と布令して、其實二十三日午前九時比發、窃に阿武隈川を舟にて下るに決したるが、舟には雨露を凌ぐ用意無き爲め、正午比出發した。斯く舟行を取りたるは、少壯過激の士が、少將一行を狙ふもの多き爲めであつた。斯くて一行は同日染川にて午餐、丸森の寺院に一泊、翌廿四日名取郡玉崎へ著し、大肝入大友富藏の饗應を受け、牡丹造榮藏の牡丹畑等を一覽し、岩沼の假屋に入り、廿五日岩沼發、増田町の善藏方に休憩、仙臺河原町觀水樓遠藤喜藏方に午餐して、仙臺に入った。

世良修藏は、九條總督を、白河城に入らしめざれば、安心なり難しとし、頻りに其の進發を勸告した。然も仙臺藩では之を拒んだ。而して一度は閏四月十日岩沼發を布告し、更に同十六日延引の布告を爲し、十八日醍醐少將より至急進發の通牒を受け、愈よ來る廿一日を以て、白河城へ轉營の旨を布告した。然るに十九日仙臺藩重役の爲めに、寧ろ歸仙の然る可き所以を説かれ、その準備をなさ

しめ、將さに出门せんとしたる際、鹽小路刑部少輔が、早駕にて歸り來り、言上すべき筋ある旨にて、同日は見合せた。翌廿日醍醐少將の急使來りて、總督の速かに白河城進發を促がし、使者は廣間にあるの際、總督には急に裏門より騎馬にて、八騎を從へ、笠島道祖神堂に立寄り、名取川を渡り、薄暮仙臺城下に入り、古内左近之介宅に入つた。伊東相模組子二小隊、中村宗三郎家中一小隊、但木土佐家中一小隊、御武頭一人(一小隊)、御目附、御使目付、坊主等を同邸に詣合はしめた。所謂る鄭重に守護すと云ふも、其實は九條總督も亦た全く仙臺藩仁恵の下に措かれたものである。而して翌廿一日左の如く發表した。

今般白河城被爲成御轉陣旨、被仰出候處會莊二藩之儀に付、奥羽の間、人心洶
洶、既所々一揆等相起、被爲遊御轉陣候而者、彌衆民不知所向、昧昧之餘、追々如
何様之暴動相發候哉難計、深心痛仕候間、早速仙表被爲遊御歸陣、億兆安堵致
奥羽瓦解不致様被成下度、一同奉懇願候以上。

閏四月廿一日

仙臺中縣家老

但木士佐

米澤中將家老

近之介、宅へ著。但

同日五つ時(午前八時)岩沼營出門、本道通り、仙臺古内左近之介宅へ著。但し總督所勞に付、輿の旨布告したるが、其實は空輿にて、九條總督は、前記の通り、騎馬にて、前日既に著仙してゐた。

當時九條總督は鹽小路刑部少輔など家人と共に、専ら仙臺藩重臣等と接觸し、從つて寧ろ仙臺藩の主張により多く重きを置くの傾向あつたが、醍醐少將は専ら世良參謀と接觸し、恒に世良の意見を總督に取り次ぐ任に當り、其爲めに九條總督と醍醐少將との間柄は、世良殺害後、一時甚だ面白からざる情態であつた。而して總督は醍醐と共に同じく仙臺に在つたが、同宿は愚ろか、面會さへ

も許さなかつた。而して漸く五月三日に到り、面會を許したが、然も九條總督は猶ほ釋然たらなかつたと云ふ。(仙臺戊辰史)

【九五】羽州各藩の撤兵

攻守同盟への拍車印

世良修藏の殺害は、所謂る奥羽聯盟に、一大拍車を加へた。世良修藏は何者ぞ。彼は只だ一個の參謀たる長州藩士のみ。彼の生死は、固より其事自身としては、大事でない。然も其の關係に至りては、實に異常だ。そは彼の殺害は、實に奥羽各藩の態度を一決したる徵象であつたからだ。世良殺害以來、奥羽列藩攻守同盟の結成は、宛も圓石を千枚の谿に轉するが如き勢であつた。

既記の如く(参照六八)奥羽列藩は閏四月十一日、白石なる仙臺本營に於て、聯盟の調印は成つた。此れは平和嘆願の同盟であつた。其の調印者は、仙臺、米澤を筆

頭として、盛岡、二本松、守山、棚倉、中村、三春、福島、上ノ山、龜田、一ノ關、黒羽、矢島、山形の諸藩に止つたが、やがて秋田、新庄、平、本庄、泉、湯長谷、下手渡、米澤新田、津輕、八戸の諸藩も加盟した。然も今や形勢は急轉した。彼等は消極的に、徒らに出兵を理るばかりではない。平和を嘆願するばかりではない。更らに積極的に、薩、長に抗衡して、東北各藩の所志を貫徹すべく、改めて攻守同盟を結成することとなつた。

既記の如く閏四月十九日仙、米兩藩は、總督府へ向け、會津討伐の解兵届を差出し(参照九二)、總督府の認許を受けた。而して閏四月廿二日に至り、羽州の各藩も亦左の解兵届を提出した。

先達て酒井左衛門尉朝敵に付、征討並に應援等被仰付候より各藩出兵仕候處、左衛門尉儀は未官位御取上之御沙汰も無之而已ならず。太政官より登京被相促候儀も有之哉に相聞へ、自然衆心疑惑を生じ候上、固より僻遠の境に隔り居候人民に御座候得ば、徳川慶喜東下之後、主として謀恢復候趣被仰出

其罪蹟も分明に承知仕兼候に付、奥羽諸藩盡衆議申度と打寄候所、最初佐竹右京太夫より、問罪の上、出兵仕度旨相伺候節、以御演説其儀は難被及御沙汰旨被仰渡、益難免疑惑候得ば、猶此上幾度も奉汚尊聽候儀甚以恐縮之至と、一同評決仕、左衛門尉罪狀之儀、太政官へ相伺申候内、徒に曠日持久、庶民農桑之節を妨候も、朝政一新、深く御仁恤を被爲垂候御趣意にも、相悖候儀と、一同奉恐縮、奥羽各藩衆議之上、太政官より御沙汰有之候迄は、一先解兵仕候。此段御届申上候以上。

閏四月廿二日

南部美濃守家來	野々村眞澄
佐竹右京太夫家來	戸村十太夫
津輕越中守家來	山村中兵部
戸澤中務太輔家來	舟生源右衛門
水野眞次郎家來	水野三郎右衛門

藤井伊豆守家來	山村主税
六郷兵庫頭家來	六郷大學
岩城左京太夫家來	大平伊織
生駒大内藏家來	椎川嘉藤太

手届書御落

書臺庄
宛内藩仙

此の如く何れも庄内藩の罪狀分明を缺くが故に、出兵の名義立たずとの意味

にて、其の罪名を朝廷に質し、其の返答を俟つとの理由にて、解兵することとなつた。而して此の届書は、仙臺の手を経て、總督府へ呈出したるところ、閏四月廿六日に至り、但木土佐よりして「昨日進達せしに、御落手相成りたる旨、諸太夫鹽小路刑部少輔を以て、仰せ出されし旨」の通牒を發した。尤も其の以前、閏四月十七日、庄内藩にては、家老松宮源左衛門を白石へ遣はし、家來連印の嘆願書を、仙臺の重臣へ差出し、其の周旋方を依頼した。其書は庄内藩が、自己の立場を最も善く辯明したものなれば、左に之を掲げ置く。

遵奉天廷候儀は、至重の御事に付、京坂に於ては、天氣伺ひ等、毎度相勤め、御扱

向も諸藩に異ならず。已に先般左衛門尉儀上京被仰出、先詰の者差登せ候所御下向の鎮撫總督より、弊藩御征討被仰付候様承り、驚愕に及び候。全く天童藩にて偽言を巧み、弊藩を悪ざまに申立、奥羽の騒擾を醸し候次第。果して勅諭の儀に候はゞ、御不審の條々御糺明の上、被仰出候儀と相心得罷在候内、近國諸藩追々出兵、何等の事體乎難相辨とは乍申、不得止四境警衛の人數差出置候。然處去月廿四日領分清川口間道より、窃に襲撃の始末、王者討罪の師と心得不申、一同奮勵防戦致し候。又大網口へ人數差出置候處、天童より發砲され、不得止及接戦候。鎮撫總督の御指揮ある官軍に候はゞ、恐懼の至に奉存候へ共、右様不分明に付ては、武門之習無是、非防戦仕候。然處當月七日別紙御書附の通、大河内右京亮様御渡の趣（此れは官位停止の件）、實に可申上様も無御座候。乍併賊魁松平肥後、其他の兇徒に與し候次第は、何等の事蹟を以て、御不審相蒙候哉。又暴威に慕り、官軍に抗し候段は、前に申陳候通、武門之習無餘儀次第と存候。尤今般被仰出候儀は、當七日にて、清川襲撃は、去月廿四日に付。

是非なく
防戦

乍恐不都合と奉存候。是全く讒者の所爲と悲歎、當惑仕候。當時王政御一新の砌に被爲、在鎮撫總督の御方、貴藩御下向に就ては、幾重にも御周旋、眞偽御明察判然御裁決被成下、弊藩一同の疑惑解釋候様、奉懇願候以上。

閏四月十七日

酒井左衛門内

末松十藏公道

松平權十郎親懷

石原倉右衛門重齊

仙臺御家老中

此れは單に庄内藩の立場からの立言だ。事實を語れば、當時庄内と會津とは、既に事實上攻守同盟を締結してゐたのだ。此れも同舟風に遭ふ利害の共通上、餘儀なき次第であつた。

第十八章 奥羽聯盟の延長

【九六】奥羽二十五藩重臣の建白(一)

總督下向
の失敗

鎮撫總督の東奥下向は、必らずしも其人及び其人の周邊の責任若しくは罪過であるとは云はぬが、先づ以て失敗であつた。奥羽の人心を靖撫するほどの徳望も無ければ、その人心を鎮壓するほどの威力も無かつた。されば平和にも失敗し、戦争にも失敗した。而して其の原因は、新政府に東北の真相が能く呑み込めなかつた爲めと云ふが、恐らくは尤も適當なる解釋であらう。而して事をして此に至らしめたる所以に就ては、固より東北人士も、其の責任の一半を負擔するが當然であらう。

扱も既記の通り、世良修藏殺害後は、急轉直下、奥羽各藩は、いよ／＼積極的に、連合同盟、以て大いに薩長に抗衡するの運動を、公々然と開始した。其の謀主の何

人であるかは、姑らく措き、仙臺、米澤の兩藩が、自然其の牛耳を取ることとなつた。乃ち閏四月廿三日、奥羽二十五藩の重臣を白石に會し、愈よ奥羽連盟の約束を固め、太政官への建白書及び盟約條項等の起草を仙臺藩に一任し、同藩を推して盟主と爲すに決した。而して仙臺藩の手にて作りたる建白書は、實に左の通りであつた。

方今王政復古、更始一新の御盛業、遠土僻鄉之奥羽諸藩、爲臣子者は、申上候に及ばず、海隅山中之蒙昧之賤民に至る迄で、上下一同、御布告之趣、感服し奉、實に上古列聖之御盛德にも踰させられ、海外萬國と並時對立之御大業も、不日に御成就爲させらるべく、海内富強、萬民鼓腹之太平を歌ひ奉り候御儀と、遙に九重を拜し奉り、感泣仰望仕らざる者は、無御座候。

以上は維新の盛業、今上の盛徳を奉頌す。

尙又京師より鎮撫之皇使、參謀等御東下の上は、叢慮之御深意、親しく玉音に接し奉る如く、眞實伺ひ奉る可くと、歡喜企望し奉り候處、何ぞ圖らん九條殿

建白書會盟

仁義無越意

下仙臺へ御著陣之即日、會津追討之先鋒嚴急に被仰出、御仁恤之御趣意聊も不奉伺、列藩傳承、愕然恐懼、萬民不知所措、手足騒擾動亂可申上様も無御座候。抑も會津追討の如きは、仙臺は固より、米澤も亦た自から卒先して之を朝廷に出願したるほどであつた。而して但木土佐の如き實に少くとも一度は、會津を討伐して、之を軍門に降らしむ可しとした。斯る順序からすれば、九條總督の命令は、必然であり、當然であり、且つ自然である。然るに如上の言を做すは何ぞ。所謂る彼も一時、此も一時とは、此事であらう。

固より勅命至嚴、一刻も猶豫可仕様無之。仙臺始先鋒應援之兵共、陸續繰出し、大衆數萬に及び、既に仙臺先鋒は、會津口にて及接戰候處、容保儀斯く迄奉觸天怒候段、深く恐入、悔悟、降伏、城外に謹慎罷在、封土を被爲削、伏見誤事重臣之首級を差出候との三ヶ條を以奉謝罪度旨、仙臺、米澤之兩藩へ申出候に付、國情委細に探索糺問仕候處、聊相違も無御座候間、歎願書受取、兩中將添紙を以九條殿下へ奉歎願候。尙奥羽列藩陪臣連名之歎願をも差出候處、容保儀不可。

三會津降服條件

一應有理

容天地罪人、難被爲及御沙汰、早々討入可奏成功旨奉伺、一同驚歎失望仕候。以上は一通り、立派な筋が立つてゐる。會津は既に降伏してゐる。それぞれ條件をも具備してゐる。それを其上討伐せよとは、餘りに無法である。餘りに不仁である。これは決して王者の師では無い。奥羽の輿論は、會津の降伏を認識してゐる。而して朝廷が之を許容あらせらる可きことを懇請してゐる。その爲めの仙米藩主の添紙である。その爲めの奥羽各藩重臣等の歎願書である。然るにそれを遮二無二斥け去り、只だ緊急會津討入を嚴命とは、何事である。此の如く陳述し來れば、奥羽連盟の申分は、一應の理窟はある。但だ最後の問題は、會津が果して前文の通り、降伏したる乎否乎の一點に歸著する。

【九七】 奥羽二十五藩重臣の建白 (二)

長州罪狀と比較建白書は以下に接續する。

先年長州暴臣、於闕下發砲仕候一條、實に不憚朝廷、一時奉驚天聽候大罪、速に朝敵の名を被相下、幕府へ追討之命被仰出候處、暴舉三臣之首級を差出及謝罪、其後王政復古之聖運に遭遇仕俄に望外之寬典を奉蒙、官位如故、即時入京をも被差免候次第も有之、容保とても伏見の一舉、輕卒之至とは乍申敢て奉對禁闈、砲發仕候儀にも無御座候。

長州と會津とを對照し来る。論法愈よ肯綮に中る。此れは官軍側に取りては非常の痛手だ。所謂る甲冑の透間である。この透間から短刀を突込まれては、とても敵はぬ。

長州之罪狀と輕重大小如何可有之哉、其段は臣子之所可議に無御座候得共右三ヶ條を以て、奉謝罪候儀、強ち不當之妄願共不奉存、然る處尙又不可容天地罪人と御座候ては、乍恐公平至當之罪名と難奉伺、奥羽列藩人心の向背、如何可有之哉と、竊に爲朝廷奉痛惜、其段九條殿上へ言上之上、太政官へ奉伺候

甲冑の透間

解兵の理

外有之間敷と、衆議一決し、一先解兵仕候儀に御座候。

仙臺の文

以上の論法、歩は一步より、堂々と迫り来る。殆んど吭を扼して、背を拊つの趣きがある。文壇の大手筆でなければ、此文を艸することは出來ない。仙臺藩も武に於ては、頗る慊らぬところあつたが、文に於ては、實に周邊を壓してゐる。

庄内解兵

倍又莊内追討之命、卒然と被仰出候は、全く鎮撫總督之御眞意にも無之、參謀大山格之助、世良修藏等、宿怨を快く仕度、狂暴之私意に出候歟と、萬人之所疑にて、反復思慮仕候ても、朝敵之跡は聊も不相見、追討之命は、却て奉累聖德候も、奉恐入候間、是又前同様、評決之上、解兵仕候。

庄内解兵に就て云ふ。論鋒愈よ緊迫。

大山世良

抑王政復古、更始一新之折柄、如此奉矯王命、一己之私慾を恣に仕候者を其儘被指置、掠財貪色、殘忍強暴、無所不至、萬民塗炭の苦に陥り候ては、鎮撫御三卿御仁恤之御誠意、少も貫徹不仕、實に王政復古大業之妨害と相成候は、目前に御座候得ば、被爲於太政官候ては、疾に右の事實を被爲得候御儀と奉存候間、

天下億兆皆朝廷彼大山の徒を、深く彼爲惡候御所置を拜承仕、胸中之疑惑氷解、雲霧を開き、天日を望候如く、仰御聖德、御新政に悦服仕候様、更に一層の御盛舉被爲在度、奥羽諸藩一統之至願、此事に御座候。

大山、世良を彈劾す。罪を三卿に歸せずして、兩參謀に歸す。筆に權衡がある。

猶前文に奉申上候奥羽列藩早已に奉服王政、上下舉て奉補翼御盛舉之萬一、維持皇國、被爲於天朝、永く東顧之御憂不被爲在候様仕度、大義至忠、天に誓て他念無御座候間、會、莊二藩寛典之御處置、速に被仰出、且鎮撫使御下向、御仁恤

之御盛意も水泡に不罷成候様、御挽回專一之御儀と奉存候。

會津、庄内の爲めに、朝廷の寛典を請ふ。言辭切々として懇惻を極むるものがある。

尙又陪臣僻陋之愚見を以て、方今の御急務を奉擬議候は、千萬恐縮之至奉存候得共、徳川氏家名被立下候御儀、廣大之御活眼被爲開、官位之高下、封土之大小、人心に叶ひ、無偏無頗、舊幕臣等一同感服仕候正大之御處置被爲在候は、

徳川存續

隨而奥羽諸藩も安堵如故、不動干戈、復古之御誠意は、蝦夷、唐太の邊迄も、貫徹流通可仕候哉と奉存候。陪臣等不堪感泣之至、誠惶誠惶、頓首百拜、謹而奉言上候以上。

五 月

二十五藩家老連署花押

最後には徳川氏の處分に就て云ふ。總體的に見れば、此の建白書は、如何にも善く出來てゐる。東北人士の立場から見れば、此れ以上の申分はあるまい。恐らくは此れが東北人士の意向を、最も能く表明し得たものであらう。要するに文字としても大手筆である。

【九八】奥羽聯盟北越に延長す

九八 奥羽聯盟北越に延長す

四〇一

建白書の草案は既記の通りだ(参照九六、九七)。而して二十五藩盟約は左の通りだ。

今度奥羽列藩仙臺に會議し、鎮撫總督に告げ、以て盟約を修め、公平正大の道を執り、心を同じうし、力を協せ、上王室を尊び、下人民を撫し、皇國を維持し、宸襟を安んぜんと欲す。仍て條例左の如し。

一大義を天下に伸ぶるを以て、目的となし、小節細行に拘泥すべからざること。

一 舟を同じうして海を渡るが如く、信を以て居り、義を以て動くべき事。

一 若し不虞危急の事あらば、比隣各藩速かに援救、總督府に報告すべき事。

一 強を負ふて弱を凌ぐ勿れ。私を計りて利を營む勿れ。機事を泄し、同盟を離間する勿れ。

一 城堡を築造し、糧食を運搬するは、已むを得ずと雖も、漫りに百姓をして勞役愁苦に勝へざらしむる勿れ。

一 勤務を怠る者は、嚴刑を加ふべき事。

一大事件は列藩集議、公平の旨に歸すべし。細微は則ち其宜しきに隨ふべき事。

一 他國に通謀し、或ひは隣境に出兵せば、皆同盟に報すべき事。

一 無罪を殺戮する勿れ。金穀を掠奪する勿れ。凡そ事不義に涉る者は、嚴刑を加ふべき事。

右之條々違背するものあるに於ては、則ち列藩集議、嚴譴を加ふべき者也。

慶應四年五月

以上の條約文を一讀すれば、是れ決して尋常一樣の平和條約にあらざることを知るに餘りあらむ。具體的には詳記せざるも、奥羽二州打て一丸となり、以て薩、長其他の官軍に對して、對抗するの覺悟は、自から既定の事實として、一同承認の上であることは、自から分明であらう。

斯くて列藩重臣は、五月三日仙臺松ノ井邸に會合し、建白書及び盟約書を協議し、何れも異議なく之に調印した。

同上

以上二十五藩の外更に

るに、何れも賛同の意を表し、新發田城主溝口誠之進、村上城主内藤紀伊守、村松城主堀左京亮、三根山城主牧野伊勢守、長岡城主牧野備中守、黒川城主柳澤伊勢守等、何れも重臣を派して之に加盟したるにより、其の同盟は奥羽二州より进而で北越に延長することとなつた。

『會津戊辰戰史』は、此の同盟の成立に就き、左の如く記してゐる。

是に於て仙、米兩藩は、我が藩(會津)に告げて曰く、今回同盟の約を訂する所以は、列藩合從して義兵を擧げ、以て君側の奸を拂ひ、海内の亂を鎮めんとするに在り。決して幕府を回復し、貴藩を援助するが如き、私情に出づるにあらず。宜しく此の旨を領せらるべしと。梶原平馬之に答へて曰く、老寡君夙に勤皇の志厚く、決して王師に抗するものにあらざるは、固より言ふを要せず、又毫も幕府を回復するの意なし。唯君側の姦を攘はんことを欲し、不幸にして事至此に至れり。敢て貴旨を領すと。

此の如く會津、庄内は、同盟の圈外にあるが如きも、其實は兩藩何れも此の同盟

と聲息相ひ通じたることは、畢竟此の同盟も、對兩藩の措置を、その動機として、結成せられたるを見ても判知る。

【九九】 奥羽聯盟の一般方略(一)

玉虫若生
の働き

奥羽聯盟の工作に就ては、仙臺、米澤何れも其力を效したが、仙臺藩の藩論を、此處まで引ずり來りたるは、玉虫佐太夫、若生文十郎の力與りて、尤も大に居ると云はねばならぬ。元來兩人は當初からの會津討伐反対者にして、閏四月十一日列藩重役白石に會合し、會津討伐停止の嘆願書を作成したる後、兩人は第一總督府を仙臺に引揚ぐ可き事。第二嘆願書に對し、五日の期限を過ぎて、御沙汰なき時には、解兵届をなして、軍隊を引揚ぐ可き事を献策したが、仙臺藩は、何れも之を採用した。而して兩人は更に一般方略に就て、左の如き建議をした。

白河の處置

第一 白河へ西軍の打入るを差止むべき事。

第二 無法に打入らば、曲彼に在り。會藩たるもの決死防戦すべし。

第三 總督府下參謀大逆無道の罪を聲して、之を放逐せしむべき事。

第四 以上の始末となれば、二本松閻國の兵勢を盡し、本道より先鋒として進むべし。

第五 仙藩大舉白河を根據として、四方の諸藩を發縱指示すべし。

第六 連合諸藩應援盡力勿論の事。猶豫狐疑或は兩端を懷き、傍観するものは、嚴重に處置すべし。

第七 會兵大舉高原より日光へ打出で、近傍故幕の遺兵を語らひ、進撃すべし。

第八 宇都宮の西軍を追拂ひ、常野の諸藩を引つけ、利根川を境にして、深根固蒂、傍ら房總迄も手を延ばす事。

攻撃的處置

但し江戸は取り易く、守り難し。時宜次第暫らく後圖に附し、北越聲聞、策應を待ち、萬全の見込を据へ、大舉致すべき事。

第九 米藩より應援人數差出すべき事。

此の如く奥羽聯盟は、坐して官軍の來討を待つでなく、我より積極的に進攻の

勢を取りて、常野を略し、房總を取り、進んで江戸城に迫らんことを期した。

庄内の處置

第十 奥羽列藩衆議の上、庄内の件、總督府へ訴訟に及び、冤罪の條理を明白にする。

第十一 米澤より澤殿護衛の兵二大隊を繰出し、米澤へ迎へ入るべし。

第十二 薩長の兵は、總督府より御暇を下し、速に歸國せしむべし。

但し進退度を失するに於ては、米兵もて越地へ送り出し、船にて歸國せしむべき事。

第十三 若不服にて、暴動の時は、米兵進撃すべく、近傍諸藩も二念なく打取

るべし。

隨分甘く薩長の兵を見繕ひたるものだ。薩長の兵は、小數と雖も實戦を経來りたるもの。木偶や土偶を取扱ふが如く、容易に措置し得べきものではない。

北越の處置

- 第十四 薩長兵千人、加州富山應援として越地へ進發、會境へ打入の報あり。依て總督より進撃を控ふべき旨を嚴達し、若し無法に押來らば、来兵大舉、越地の諸藩を語らひ、迎戦すべく、庄内も應援すべき事。
- 第十五 羽州連合の諸藩各出兵應援の事。
- 第十六 信州、上州、甲州迄も手を延ばし、關東と互角應援の勢を張り、機を見、間を窺ひ、進取すべき事。
- 第十七 加州、紀州へ使ひを馳せ、連合致し、官軍の勢力を殺ぐ手配すべき事。談何んぞ容易なる。信州、上州、甲州迄も手を延ばし、關東と互角應援の勢を張り、機を見、間を窺ひ、進取すべき事」とは、如何にも奥羽聯盟側に取りては、好都合で

易談
何ぞ容
易なる

あるが、斯る勢を馴致するまでに、官軍は果してそれを袖手傍観すべき乎。官軍にも決して人なきにあらずだ。斯る自己にのみ有利なることを考へ、對手が如何なる方略に出づ可き乎。對手の勢力は幾許ある可き乎等を、一切閑却するに於ては、其の失敗や知る可きのみだ。

總括

總括

括

【一〇〇】 奥羽聯盟の一般方略（二）

玉虫佐太夫、若生文十郎等の建議は、以下につゝく。

- 第十八 參謀の慘酷、殘暴、奥羽二州愁苦に堪へ兼ね、前條の運びに至れる趣を、太政官及び征討府へ哀訴すると共に、天下列藩へ布告、公論を聽くべき事。

世良に對する憎惡を外計請來の參謀とあるは大山格之助、世良修藏の事。特に尤も世良を斥すものと察せらるる「仙臺戊辰史」欄外書に曰く「仙、米、會、莊の志士は、最も參謀を憎めり。世良修藏の首級、白石に達するや、玉虫佐太夫小躍りして喜び、其首を拜借したいといふ。何にするかと問ひしに、小便を仕かけます」と記してゐるを見ても、如何に彼等の世良に對する憎惡の情が熱熾、猛烈であつたかと判知る。

第十九　佛國、米國、露國等を引きつけ、海軍或ひは兵器等の手配油斷なからべき事。

但し佛、米兩國へ響應の儀、會より通すべき事。

若し奥羽の戰亂が久しきに涉らば、或は如何なる干渉を外國から惹起する乎否な、それよりも寧ろ外國の干渉を請來する乎。實に油斷は出來ない次第であつた。それが速かに平定したるは、仕合であつたと云はねばならぬ。

東北諸藩は勿論、西南の諸藩迄も、同心有志の族へ密使を馳せ、東西響應の策略打合せ、彼奸賊をして、内顧の憂ひあらしめ、深入致させざるの策を取るべきし。

此れも決して空想では無かつた。熊本藩の竹添進一郎、古莊嘉門、植野虎平太等の仙臺訪問などが、やがて行はれたるを見れば、若し東北聯盟の勢が優勢であつたならば、當時の天下、大勢未だ安定せりと云ふ程では無かつたから、必らずや東西相應する者が出て來つたであらう。但だ東北聯盟がやがて崩壊した爲めに、それは單に空想に止つたのだ。然も是亦た大局から見れば、寧ろ仕合せであつた。

第二十一　故幕の遺臣、或は海軍等を語らひ、密に策應を約し、同時に蜂起せしむべし。

但此條も會の手にあり。

此れも相應に事實の上に出現した。

第廿二　急速脚力を馳せ、京、江戸兩地へ詰むる藩士を引戻す手配の事。

第廿三　奥羽にては、秋田異論の報に相聞え候間、米藩にて引立て、盡力説得致すべく、八戸、小南部も同斷に付、盛岡藩江幡五郎へ相諭し、説得せしむべき事。

會江幡五郎
士

の要
秋田説得

江幡五郎は、曾て安藝五藏と稱し、肥後宮部鼎藏、長州吉田大次郎（後に寅次郎）と共に、東北行を偕にし、維新後は那珂梧樓と名乗りてゐた。彼は當時奥羽諸藩の有志中、最も熱心なるアンチ薩長の一人であつた。彼が閏四月八日白石城より會津有志秋月悌次郎、南摩八之丞に與へたる書中に、

鎮撫使よりの御催促にて、朝命已むことを得ず、一隊の兵を行軍三十餘日振にて、白河城迄差出し申候。抑彼が公義を假り、私怨を報せんと欲する奸狀は、五尺童子も之を知り候。……近地諸侯の衷情を御諒察有之、暫く之内含垢忍恥、彼が暴行に御任せ、天定まるの時を御待被成候はゞ、彼が奸狀と尊藩の御忠誠、相並て不日天下に暴白可仕候、然る後奥羽二州之兵を率ゐて、徐に問罪

之師を興し候はゞ、今日一時被爲受候朝敵之汚名、必ず變じて、彼が身上に相蒙り可申、果して然らば名に趨り、勢に阿附し居り候鳥合之諸藩、孰れか戮を倒まにせざるもの可有之哉。

皆江幡と
同意見

と記しるる通りにて、此れは獨り江幡一人の意見でなく、恐らくは奥羽二州の大勢は、先づ此の通りと認む可きものであらう。されば玉虫、若生の建白の如きも、單に仙臺一藩限りのものでなく、是亦た奥羽の代表的意見と認めて差支あるまい。

要するに此の大勢觀察の錯誤が、如何に高値であつた乎は、其の代價を、維新以後七十餘年に及んで、尙ほ未だ償ひ盡さざるものあるを見て知る可しだ。然も東北人士をして、此の錯誤に陥らしめたるもの、未だ必らずしも單り東北人士の責にのみ歸す可からざるものがある。是亦た深く諒とせねばならぬ。

値錯誤の高

昭和十三年二月十九日午前六時、東京大森山王草堂に於て

蘇峰七十六叟

近世日本
國民史 明治天皇御宇史 第十冊 終

近世日本
國民史 明治天皇御宇史 第十冊 年表並人物概覽

其一年表

明治元年

戊辰年 西曆一八六八年
支那同治七年

正 月元日。伊達慶邦京駕探索の爲其臣坂本大炊に上京を命ず。〔九〕▲二日。米澤藩主上杉齊憲夙に公武合體説を唱へ、今日老臣竹駿美作を江戸に遣り、準備する所あらしむ。〔一六〕▲十二日。在京仙臺藩士但木土佐參與所に召され、徳川慶喜追討の號令を下さる。この日坂本大炊、一條十郎と共に著京。〔九〕▲今日米澤藩出兵、本莊大和を先鋒隊長として先發せしむ。〔一六〕▲十三日。仙臺藩士遠藤文七郎登城して會津討伐の意見を陳す。〔一四〕▲十五日。朝廷東海東山北陸三道東北の師を出すを以て、奥羽諸藩に沙汰し、六師に會せしむ。〔二〕▲上杉齊憲兵を率ゐて今日米澤を發し、福島に至り、鳥羽伏見の敗報を聞き直ち

とす。〔二〇〕▲十日。伊達慶邦手書を家臣に降し、

會津征討の命下りたるを告げ、將來の注意に就き訓示す。〔三〕▲十一日。松平容保輪王寺宮に就き哀訴す。〔三〕▲伊達慶邦其臣大條孫三郎に意見書を持し、今日仙臺發上京せしむ。〔五〕▲この夜某名藩士意見書を藩侯に上る。〔四〕▲この頃會津諸老臣とも尾張、肥後、高松等諸藩に頼り、嘆願書を朝廷に上る。〔四〕

▲十六日。但木土佐一條十郎と共に京都を發し、歸藩の途に上る。〔一〕▲今明兩日に亘り秋田藩の勤皇運動使奥羽各藩に發す。〔八〕▲今日奥羽鎮撫總督、東海道大總督府に會津庄内處分に就き紹介。〔三〕

七〕▲十七日。在京仙臺藩士三好監物太政官代に於て勅諭を受けられ、坂本大次、富田小五郎をして之を奉じて歸藩せしむ。〔一〕▲大總督府昨日の奥羽鎮撫總督よりの紹介に答ふ。〔三〕▲二十二日。仙臺藩士牧野大勝京都より歸藩、早々會津討入の太政官督促の旨を傳ふ。〔三〕▲二十六日。但木土佐京都より歸り藩主慶邦に謁し、會津討入の計をなす。

〔一〕▲朝廷改めて九條道孝を奥羽鎮撫使總督として御用を其の副とし、醍醐忠敬を參謀となす。〔一〕

▲二十九日。奥羽鎮撫使總督一行出發を三月一日と

改む。〔二〕

三

月二日。奥羽鎮撫使總督一行京都を發す。今夜伏見泊。〔一〕▲二〇〕▲酒井忠篤松平權十郎を伴ひ仙臺に入れる。〔一〕▲三日。酒井忠篤伊達慶邦と會見、提携を約す。〔六〕▲奥羽鎮撫使總督一行大阪著。〔二〕

○〕▲四日。酒井忠篤但木土佐等と會見。〔六〕▲五日。忠篤再び伊達慶邦と會見。〔六〕▲九日。三好監物京都より歸藩。大條所携の建白書差出しを控へたる旨を申す。追つて藩主慶邦別使を立ててこの建白書を携へ西上せしむ。〔四〕▲十日。奥羽鎮撫使總督一行東名濱に上陸。此夜三好監物來謁。〔二〕▲伊達宗城三男宗政、同族慶邦養子出願許可せらる。〔七〕

一〕▲十九日。奥羽鎮撫使正副總督松島に至る。この日總督一行大阪發船。〔二〕▲十六日仙臺使者、志茂又左衛門氏家晋等秋田に到り會津討伐の見合せを交渉す。秋田藩省せず。〔九〕▲十七日。奥羽鎮撫使總督一行奥州寒風澤に着す。〔二〕▲十八日。この日總督一行東名濱に上陸。此夜三好監物來謁。〔二〕▲伊

達宗城三男宗政、同族慶邦養子出願許可せらる。〔七〕の夜觀瀬亭に一泊。〔二〕▲伊達宗政侍従となる。〔七〕▲二十日。遠藤文七郎采邑を出で、仙臺藩の近事を彈劾し、速かに會津を追伐すべき旨を論じた

れど、顧みられず。〔一〕▲三〇〕▲伊達慶邦執政但木土佐等を從へ、松島に至り鎮撫使總督に謁す。〔二〕

二〕▲仙臺藩討會準備に取りかゝり、出征者には財政上の特典を與ふべき旨を定む。〔二〕▲二十二日。鎮撫使一行松島發。鹽益一泊。〔二〕▲仙臺藩會津出兵を觸れ、出征後家族の扶助に就き遣示。〔二〕

△仙臺藩士遠藤文七郎討會號令發表を迫る。〔二〕△二十三日。鎮撫使一行仙臺に入る。〔二〕▲二十五日。仙臺藩會津出兵に就き御璽櫃口先鋒を部署す。以來來月九日至るまで諸口の部署を定む。〔二〕

△二十六日。遠藤文七郎手兵を挑げ、津川口に向はんことを志願し、但木等により藩主の允可を請ふ。雲されず。〔三〕▲奥羽鎮撫使總督府、但木、坂を召し、討會出兵を嚴述す。〔三〕▲二十七日。仙臺藩御璽櫃口先鋒伊達筑前仙臺を發す。同日、藩主出陣を四五月七日と觸出す。〔三〕▲二十八日。仙臺藩隊長横田善三郎、監査牧野新兵衛の隸、桑折及び白河に向け出發す。〔三〕▲仙臺今村豊之輔仙臺發。〔三〕▲桂太郎らる。〔三〕▲桂太郎また總督府より敵狀觀察を命ぜらる。〔三〕▲九條總督、仙臺藩に、奥羽二州徳川所領知行所沒收の沙汰を下す。〔三〕▲二十九日。

此頃仙臺藩中討會の是非に就き議論紛糾決せず。今日藩主奉行及び若年寄を會し、密議。〔二〕▲奥羽鎮撫使總督、奏申書を齎らし、大野五左衛門に上京せしむ。明日大野發航したるものゝ如し。〔二〕▲薩長二藩兵及び仙臺藩士に、會津附近應接及探索としてそれく總督府より任命あり。命ぜられたさ者ども何れも即日出發。發するに在み三好監物、今村豊之輔に、白河城は伊達家本陣たるべき旨京都より指圖あるが故に、同城表門に伊達防奥守本營の標札を出すべき旨を命ず。〔三〕▲この日伊達藤五郎出陣式あり。〔三〕▲今村豊之輔仙臺發。〔三〕▲桂太郎また仙臺發。桑折に向ふ。〔三〕▲晦日。是より先き、莊内藩兵出羽寒河江、美濃方面徳川氏所領の地に入り、之を占領し、その貢米を取り、最上川により庄内に運輸するの報あり。仍つて總督府は莊長筑三藩兵及び仙臺、天童二藩に命じ、右地方に兵を出さしむ。今日諸兵仙臺を發す。〔三〕▲伊達慶邦一條十郎を召し、寒河江、美濃出兵に就き、庄内藩と打合せ裏面工作をなさしむ。〔三〕▲總督府天童藩に庄内討伐の兵を出さしむ。〔三〕

四月一日。伊達慶邦大に群臣を會し、四日八日を以て出

陣の期を定め、異議ある者は藩籍を除くべき旨を達す。〔三一〕▲今村君之輔桑折著、代官の處分をなす。〔三五〕▲桂太郎桑折著。同地伊達院に泊し、福島地方の状勢を観察す。〔三五〕▲二日。總督府伊達慶邦に書を與へ、大越文五郎を參謀に、伊藤十郎兵衛を他藩應接方に任命の旨を達す。〔三二〕▲伊達慶邦養賢堂總督本營を訪ひ、出陣打合。今日その爲伊達彈正出陣式を舉ぐ。〔三三〕▲仙臺藩軍事探偵會津の間諜二人を召捕る。〔三五〕▲薩、長、筑及び仙臺兵、天童著。藩主出迎。〔三九〕▲三日。伊達慶邦遠藤文七郎を召し、總督府に出仕するを禁ず。〔三一〕▲慶邦鹽釜一の宮に参詣。伊達安藝陣代宣理此面出陣。〔三三〕▲仙臺藩今村鷺之輔白河著。情報蒐集。〔三五〕▲薩、長、筑、仙臺等の兵寒河江に到る。庄内兵すでに撤退してあらず。〔三七〕▲四日。仙臺藩討會論者三好監物、坂本大炊罷めらる。〔一、三一〕▲仙臺藩上主膳出陣。同日福島藩主相馬因幡守仙臺に來り慶邦と會見、國事を議す。〔三三〕▲五日。奥羽鎮撫總督但木、坂を召し、三好罷免の理由を問ふ。〔三二〕▲伊達慶邦また養賢堂に總督府訪問。〔三三〕▲秋田の使者川井、岡等仙臺に到る。〔三九〕▲

六日。伊達慶邦の使者駿府にて東海道大總督府に藩主建白書を差出したれども、今日採用相成り難き旨を以て却下せらる。〔一四〕▲伊達慶邦早晨一門三席並に詣所以上の者を御座の間に召し、總督府より討會出兵を嚴命せられたる旨を告げ、異議者は離藩すべき旨を達す。同時に坂美力、石田正親、眞田喜平太養賢堂に至り、出師準備の検分を乞ふ。仍つて醜濃忠敬入城檢分。〔三三〕▲今日秋田津輕等の藩に庄内征討加勢を命ず。〔三五〕▲寒河江に出向きたる薩長筑兵引上げ。仙臺兵のみ残留。〔三九〕▲伊達宗教陸路東下。〔七二〕▲七日。仙臺藩主駿府論者眞田喜平太藩論の不統一を慨し、脱藩せんとせしが、今夜土湯口先鋒を命ぜられ止む。〔三二〕▲伊達慶邦出陣延期。大松澤掃部之輔出陣。〔三四〕▲眞田喜平太桑折に向ふ。〔三五〕▲寒河江、柴橋に出張したる薩長筑兵仙臺歸著。〔三九〕▲秋田藩庄内出兵を命ぜられ、質問書を提出。今日總督府之に答へて、庄内征討に加勢する上は會津出兵に及ばざる旨を傳ふ。〔四〇〕▲八日。田村一陽城主仙臺登城。〔三四〕▲桂太郎桑折にて仙臺藩眞田、今村等に會し、保壘構築の設計をなし、仙臺に歸る。〔三五〕▲九日。伊達慶邦また養賢堂に

赴き、九條、譚、醍醐三卿に面し、其の養膳を受く。〔三四〕▲仙臺藩探偵今村鷺之輔仙臺に歸る。〔三五〕▲譚副總督庄内征討の爲發向を發表す。〔四一〕▲會津藩使南原綱紀、佐久間平介等庄内に向ひ行地著。〔六〇〕▲十日。仙臺城守備兵を増し、諸門を警む。〔三四〕▲九條總督仙臺城外東南郊野に遊ぶ。〔三四〕▲莊内にて會莊同盟成立。〔六〇〕▲十一日。伊達慶邦出陣。〔三四〕▲この夜仙臺城邊何となく動搖、即ち守備の兵を増し内外を警しむ。〔三六〕▲伊達慶邦增田町にて午餐、午後七時頃岩沼著。〔三五〕▲慶邦、若生、横田の二人を會津に遣す。〔三六〕▲五二〕▲庄内征討に就き天童を本營となすべき旨を天童藩に達す。今日新庄藩に庄内征討を命ず。〔四一〕▲十二日。九條總督仙臺發岩沼著、此處を本營となす。〔三四〕▲伊達慶邦木町にて午餐、大河原に著。〔三五〕▲仙臺藩に預けられたる信夫、伊達二郡を召上げらるゝ旨總督府より傳へらる。〔五〇〕▲十三日。總督府使者大野五左衛門著京。〔二九〕▲伊達慶邦宮驛にて午餐、白石城に著し、此處に本營を置く。〔三五〕▲眞田喜平太白石に到り、敵狀を藩主に報告し、また岩沼に至り總督一行に報告す。〔三五〕▲かねて

年
表

六

天童に到り、此處を本營となす。〔四一〕▲庄内藩國境警備の爲、清川、大網、吹浦三口に兵を出す。〔四五〕▲土湯口の戰。〔五一、五二〕▲仙臺兵二本松兵岳湯口に向ふ。〔五三〕▲二十日。大山參謀天童藩老臣吉田大八と最上川渡船場より寒河江邊を巡察す。〔四一〕▲仙臺二本松兵少數を岳湯口に残し、其他は二本松に引揚ぐ。〔五三〕▲この日會津藩隊長一柳と、仙臺藩兵將瀬上とは土湯口にて會見妥協。〔五三〕▲二十一日。副總督水營を新庄に移すべきことを決す。〔四一〕▲仙臺藩煙田敬助を斥候として石庭口に遣る。〔五三〕▲二十二日。副總督澤氏一行天童發、今夜尾花澤に次す。〔四一〕▲二十三日。澤副總督一行新庄著陣。〔四〇、四一〕▲今夜官軍庄内領侵入の爲新庄發。〔四二〕▲二十四日。清川口合戦。〔四二〕▲二十五日。官軍新庄に歸る。〔四二〕▲庄内藩兵將酒井兵部、大網口より進出し、ついで村山郡寒河江、柴橋、白岩、慈恩寺等諸村に兵を分屯。〔四三〕▲仙臺藩重臣白石本陣に於て藩主慶邦に向ひ、會庄討伐を罷め、薩長討伐の必要を述べ。〔六二〕▲二十六日。莊内支藩松山兵新庄領柏谷澤を飽く。庄内兵村山郡

谷地村代官屋敷を焼き白岩に遁み、兵力を最上川に集中す。〔四三〕▲山形、上の山兵に命じ、明日を以て古口に出張せしむ。〔四九〕▲南摩綱紀庄内使者と共に會津に還る。是より會庄各使者を交換して相互に留寓せしめ密議に便にす。〔六一〕▲此頃仙臺、米澤、二本松各藩使それぞれ會津に來會す。〔六一〕▲米澤使者木滑要人等白石に至り、仙臺藩但木等に會し、會津納降周旋の爲來れる旨を告ぐ。仙米兩藩即ち此旨を總督府に届出づ。〔六三〕▲二十七日。庄内藩石井與惣、中世古才藏上京先詣として北陸道より差登せらる。〔四五〕▲二十八日。總督府秋田港に進戰を命ず。〔四九〕▲二十九日。庄内勢防禦の官軍諸兵守地に就く。〔四九〕▲關宿にて仙臺、會津、米澤三藩使者相會す。〔六三、六四〕▲今月廿六日仙臺藩制書に就き、總督府使者を遣り、大山參謀の意見を問ふ。〔六五〕

庄に還る。〔四九〕▲今日庄内兵天童方面日田口を出
す。〔四九〕▲會津中山口、石筵口の戰。〔五四〕▲仙
臺藩急使を出し、會津御靈櫛口逆戰を控へしむ。同
時に世良參謀また同口討入を嚴命し来る。即ち諸將
相議し、今夜兵を分ちて三方より御靈櫛口逆擊を決
す。〔五五〕▲三日。庄内兵また高闌口を侵す。〔四
九〕▲この夜庄内兵天童攻取の準備をなす。〔四三〕
▲副總督征討旗を秋田矢島二藩に授く。〔四九〕▲御
靈櫛口の戰。〔五五〕▲伊達慶邦斎子宗數仙臺著。〔七
二〕▲四日。庄内兵天童附近高闌、寺津、野田の諸
口を侵し、寺津、野田に放火し、其一隊進んで天童
を取る。〔四三、四九〕▲仙臺藩會津の謝罪嘆願書を受
理したるを以て、一先づ戰争を中止せしめたる旨を
總督府に届出づ。〔六五〕▲仙臺米澤兩藩重臣白石會
合の回章を奥羽二十七藩に發す。〔六七〕▲伊達宗數
白石に至り、慶邦に會見。〔七一〕▲宗數朝廷より賜に
りたる仙臺藩主宛大命を慶邦に提出。〔七二〕▲五日。
慶長兵過戦を期し、新庄より名木澤に至る。〔四九〕
▲六日。庄内兵進んで横山村に放火し、大石田村に

至る。〔四九〕▲七日。新庄危し。其藩人一時庄内に降り、其鋒を避けんことを副總督に申告するものあり。今日副總督山林の寺院に隠る。〔四九〕▲伊達定教白石發仙臺に歸る。〔七二〕▲八日。總督府薩長山形新庄兵に天童を襲はしむ。〔四三〕▲薩長兵大石田、横山、長瀬に進撃。長瀬に放火。〔四九〕▲仙臺藩内世良修藏より會津境勢至空に討入を命ぜられたれども聽かず、白河を去り白石に歸る。〔八〇〕△九日。薩長兵、寒河江、慈恩寺、白岩諸村を奪取。〔四九〕▲仙臺藩但本土佐關宿より白石に歸り、米澤藩と共に會津降服の周旋をなす。〔六五〕▲米澤藩主上杉齊憲白石に向け、米澤發。〔六七〕▲世良修藏本宮より白河に歸り、會津討入の命を傳へ、督責甚だ急なり。〔八〇〕▲十日。庄内兵天童を引上げ今日最上川を渡る。〔四三〕▲薩長兵左澤に入る。〔四九〕▲醍醐忠敬岩沼を發し大河原に至る。世良參謀より飛書あり、庄内方面援兵を乞はる。即ち直ちに此の旨を岩沼に發し、總督の白河陣を押へ、自らは白石に至り仙臺老臣を召し、羽州出兵を命ず。要領を得ず。〔七一〕▲九條總督また仙米藩主に出兵を促がす。〔七一〕▲十一日。入野村の戰。薩長兵利あらず。

海味に次す。「四九」▲庄内藩白井吉郎、辻庄一郎を越後路より米澤に遣はさる。「四六」▲秋田藩七日發の狀吹浦口庄内兵出張先に達す。「四七」▲上杉齊憲白石著。伊達慶邦と會見。「六七」▲奥羽各藩白石會議。會津容保納降の事を議す。各藩重臣連名嘆願書及び仙米兩藩主連名嘆願書も今日成る。かくして奥羽聯盟成立。「六八」▲仙臺藩庄内出兵を諭す。「七一」▲醍醐總督白河轉陣を延期す。「七四」▲十二日。薩兵本尊寺を衝く。この日庄内兵六十里越を越え國境内に入る。筑前、山形、天童兵ついで本尊寺に入る。戰利品若干あり。今日大山格之助戰地に来る。新庄兵及上の山勢をして本尊寺を守備せしめ、藤長、筑、天童の兵は海味の管を撤す。「四九」▲庄内藩秋田藩に返書を贈る。「四七」▲仙米兩藩主白石より岩沼に至り總督に面し、容保伏罪の狀を陳し寛宥を乞ふ。總督命じて後命を待たしむ。「六九」▲仙臺藩福島附近百姓一揆勃發を總督府に届出づ。「七三」▲十三日。薩長筑兵新庄に歸る。「四九」▲庄内藩使者を仙臺に遣はし、深く、その庇護を乞はしむ。「四八」▲仙臺但木、米澤竹波再び會津の降服諸罪の情を總督府に届出づ。「六六」▲伊達慶邦白石に歸る。

この夜上杉齊憲は大河原一泊。「六九」▲鮫島金兵衛桑折より白石に來り醍醐少將に會見し、南部兵の因循まざるを親證せられんことを乞ふ。「七四」▲十四日。上杉齊憲白石泊。「六九」▲米澤藩また庄内出兵を謝絶す。「七一」▲醍醐少將白石より桑折に至り南部兵を諭し前述せしむ。「七四」▲昨十三日附九條總督醍醐少將宛仙米藩主登營強訴に就き其意見を詰ふの書今日到達、少將即ち急使を白河に發し、一件書類と併せて一書を世良參謀に贈る。「七五」▲佐藤横田、米澤藩千坂等湯の原に會合。今日、仙臺藩官内白石歸者、大越文五郎と世良殺害を計る。「八一」▲十五日。上杉齊憲關町泊。「六九」▲鮫島金兵衛南部兵を率ゐ羽州に進發。「七四」▲會津櫛原、仙臺藩横田、米澤藩千坂等湯の原に會合。今日、仙臺藩總督醍醐少將宛仙米藩主登營強訴に就き其意見を詰ふの書今日到達、少將即ち急使を白河に發し、一件書類と併せて一書を世良參謀に贈る。「七五」▲佐藤横田、米澤藩千坂等湯の原に會合。今日、仙臺藩官内白石歸者、大越文五郎と世良殺害を計る。「八一」▲今日仙臺藩討會の兵を解くべき旨諸道口々に通達し、石母田但馬を岩沼に遣り、「會津嘆願問題、總督府白河轉陣問題の成行を問はしむ。「八一」▲會津容保去る四月二十五日附總督府よりの御沙汰に對し、決心の旨返答書を差出す。「九〇」▲仙臺藩菱沼中太

郎、田手喜右衛門江戸遊學を名とし、世良參謀を白河邊に狙ふ。「九一」▲十六日。庄内藩士山本權藏京都より歸國。去る七日仰出されたる御達書を携へ来る。「四八」▲上杉齊憲湯原に午餐し、米澤に還る。「六九」▲四月六日附朝廷より仙臺藩宛關東出兵諒絶許容の狀到著。「七二」▲世良參謀醍醐少將宛、九條總督白河轉陣催促の狀到著。少將即ち書を岩沼に馳せて之を傳達す。「七六」▲世良修藏仙臺藩伊達彈正の參謀を召し、仙臺兵の會津國境板田に移陣の命を傳ふ。「八〇」▲會津兵白河を取らんとし、大平方面に進出。「九三」▲十七日。庄内藩家老松宮源右衛門和田助彌を白石に遣し、家臣連名の嘆願依頼書を仙臺藩軍臣に贈り、自藩の立場を明かにし、其の周旋を依頼せしむ。「四八、九五」▲醍醐少將半田銀山觀察。「七六」▲仙臺藩坂本大炊、遠藤久三郎等、但木土佐、坂英力等と謀り、白河に到り世良修藏に面會し、會津降服を納るる可なる旨を申す。世良明答を與へず。「八一」▲昨日頃より仙臺藩士の世良殺害の爲脱落して白河邊に赴くもの多し。但木土佐今日是を總督府に届出づ。「八二」▲十八日。醍醐少將桑折より福島に入る。「七六」▲仙臺藩頭上主膳福島に

す。〔九五〕▲二十三日。總督府會計平坂信太郎捕へられ、仙臺に投獄せらる。〔九二〕▲醍醐少將福島發、仙臺に向ふ。今夜丸森に一泊。〔九四〕▲奥羽二十五藩の重臣、白石に會合。仙臺を盟主とし、連盟の約を固め、太政官への建白書及び盟約條項起草を仙臺藩に一任す。〔九六〕▲二十四日。醍醐少將岩沼に入る。〔九四〕▲二十五日。醍醐少將仙臺歸著。〔九四〕▲二十六日。仙臺但木土佐奥羽各藩解兵届書の受理せられたる旨通牒を發す。〔九五〕

其二 人物概覽

【ア行】

ア

賜ひ、湧倉に移らしめる。〔六七、九八〕

鮎貝太郎平 仙臺藩士、氣仙沼に千石を食み、明治維新の役大隊を以て勇戦し、二年四月茂庭又次郎邸に因はれ、四年三月赦さる。〔二八、五五〕

新井儀右衛門 仙臺藩士。初名三太夫、宣理伯耆の臣

戸板某の子。嘗つて叔父の讒を報じ、新井氏を嗣ぐ。明治元年歸順の際獄に下り、二年二月一旦赦され四年再入獄。六月家跡没收、永揚屋入命せらる。三年正月病により出獄、四年三月禁錮を免じ、閉門を命ぜられ、ついで赦さる。〔五、三一〕

荒井平之進 仙臺藩士。戊辰の際九月養賢堂より脱走し函館に至り、翌年四月赦免の上、藩に引渡さる。〔四〇、九二〕

有栖川宮熾仁親王 一、二、三、四、五、六、七、八、九掲出。〔一四、三五、七九、八一〕

安藤理三郎 七掲出。〔六七、九八〕

イ、牛

阿部美作守 磐城棚倉藩主。同姓正藏の孫。名は正静。通称長吉郎。豊後守正外の嗣となり、慶應二年六月襲封。三年二月從五位下美作守となる。明治元年二月白河に轉封。九月官位を止めらる。十二月封土を没収せられ、後特旨を以て、舊領六萬石を子正功に

秋田萬之助 磐城三春藩主。名は映季。信濃守と稱す。意季の子。安政五年二月生る。慶應元年八月家督相続。明治四十年二月死。〔六七、九八〕

一掲出。〔一〇〇〕

葦名鞆負 仙臺藩士。參政。明治元年七月石川大和に預けられ、二年九月家跡沒收、入獄を命ぜられ、五年正月出獄。〔一三、一二、二七〕

浅野宇一郎 福島町目明。仙臺大河原の產。故ありて仙臺を追放せられたるもの。〔八五〕

草薙名鞆負 仙臺藩士。參政。明治元年七月石川大和に預けられ、二年九月家跡沒收、入獄を命ぜられ、五年正月出獄。〔一三、一二、二七〕

會津容保 松平容保に同じ。〔二五〕

阿部美作守 磐城棚倉藩主。同姓正藏の孫。名は正静。通称長吉郎。豊後守正外の嗣となり、慶應二年六月

襲封。三年二月從五位下美作守となる。明治元年二月白河に轉封。九月官位を止めらる。十二月封土を没収せられ、後特旨を以て、舊領六萬石を子正功に

督相續。明治元年十一月諸侯に列す。明治十三年九月死。〔六七、九五、九八〕

石澤俊平 仙臺藩士。勤王の志高く、明治二年四月議事局議員副兼任役命ぜらる。〔一四〕

右母田但馬 名は頼至。のち太州と號す。仙臺藩士。

栗原郡櫻目館を領す。祿千石。兵學に精しく、和漢の學に通じ、勤皇の志高く、溫厚を以て稱せらる。

風に藩政に參與し、建言するところ多く、安政元年率先して勤皇機密の建白をなす。維新の際跡頭係りとなり周旋頗る力む。藩の方向を大過なからしめたる功頗る大なり。〔八、四四、六九、八一〕

石母田頼至 但馬に同じ。〔一三〕

板倉勝靜 板倉伊賀守に同じ。一、二、三、四、五、六、七、八、九掲出。〔一〕

板倉印斐守 名は勝尚、また勝巳。岩代福島藩主。勝顯の子。嘉永四年三月生る。慶應二年家を承け、明治元年十二月養子勝連に譲る。大正十三年十一月死。〔六七、九八〕

稻葉美濃守 一、二、三、四、五、六、七掲出。〔三〕

岩城左京大夫 名は隆邦。裁前龜田藩主。隆政の子。

弘化元年四月生れ、文久元年十月家督相続。明治二年三月子院彰に譲る。後、明治四十二年十月再び家督を嗣ぎ、四十四年二月死。〔六七、九五、九八〕

岩倉具視 一、二、三、四、五、六、七、八掲出〔一七〕

氏家晋 仙臺藩儒。義賢堂教授となる。朱子學に造詣深く皇典にも通ず。維新の際南浦、津輕、秋田等に使し、合從會盟のことを周旋し、二年四月鐵撫使東下に及び脱走し、姓名を變じて諸所に流浪し、四年十一月自首し出で、庶人に下し徒一年申付けらる。〔一八〕

上杉駿河守 米澤新田藩主。米澤支藩。名は勝道、駿負と稱す。宗家齊憲の弟。始め攝津守と稱す。天保十三年三月襲封。明治二年六月本藩に合併せしめる。〔六七、六八〕

上杉彈正大弼 上杉齊憲に同じ。〔六七、六八、九八〕

上杉齊憲 米澤藩主。文政三年五月生る。幼字鶴千代。また鶴千代。初名廣徳、また喜平次。天保七年從

四位下侍從、式部大輔となる。十年四月襲封。彈正

上杉彈正大弼 上杉齊憲に同じ。〔六七、六八、九八〕

上杉齊憲 米澤藩主。文政三年五月生る。幼字鶴千代。また鶴千代。初名廣徳、また喜平次。天保七年從

四位下侍從、式部大輔となる。十年四月襲封。彈正

大弼と稱す。ついで左少將を経て左中將となる。明治元年八月官位を止められ、十二月致仕。二十二年五月死。〔一六、六九〕

上田雄一 長州藩士。名は某。戊辰の役庄内征討東

北征討軍に加はり、七月監軍となり、秋田藩兵を監

す。八月參謀添役となり監軍を兼ね。九月末矢島口に出陣功あり。〔四九〕

エ、エ

江幡五郎 名は通高。字は蘇隱。梧樸と號す。盛岡藩齊春庵の子。江戸安積長齋、京都森田節齋に學ぶ。

江戸にて諸生を教授す。安政六年召されて藩に歸り、落學を督す。維新の際奥羽同盟に參畫し、敗れて禁

錮せらる。後赦され、大藏省、文部省に出仕す。其

家元常陸那珂郡にありしを以て後に那珂氏を稱す。

明治十二年五月死。年五十三。那珂通世はその養嗣

子なり。〔六八、一〇〇〕

遠藤大藏 仙臺藩宿老。名は元良。文七郎の父。栗原郡一迫川口千八百三十三石を領す。〔七〕

遠藤主税 仙臺藩士、大奇士。初名虎之進、後主税と改め、戊辰の冬吉郎左衛門と改む。近侍より近侍

敬輔 名は千切、字は振衣、鹿門と號す。仙臺藩大番士。天保四年十一月生る。弱冠江戸に出で昌平舎に學び、擧げられて舍長となる。後大阪に赴き松本奎堂、松林飯山等と共に雙松園塾を開き、子弟

を教授す。戊辰の變藩相等と意見を異にし罪を得て投獄せらる。維新の後太政官、修史局、東京府に出仕し、辭後著述を事とす。大正二年二月死。年八十

二。著書草撰記事等數種世に行はる。〔一四〕

織田左近將監 織田信學と同じ。〔三九〕

織田信學 羽前天童藩主。左近將監と稱す。天保七年家督を嗣ぎ、明治元年三月信敏に譲る。二十四年二月死。〔三七、四三〕

織田富久之助 名は信敏、信學の子。天童藩主。兵部大輔と稱す。明治元年三月家督相續、十二月隠居。

織田兵部大輔 織田富久之助と同じ。〔九八〕

大河内右京亮 名は輝壁。また輝照。通稱恭三郎。上州高崎藩主。萬延元年八月家を承く。明治十五年十月子輝耕に譲る。〔四八〕

大久保一藏 一、二、三、四、五、六、七、八、九掲出。〔一〇〕

大越文五郎 仙臺藩士。初名佑之通。洋式兵法に通ず。

明治元年三月三好監物に從ひ、京師に至り諫撫使と共に歸藩し大に討會に盡力し、醍醐世良等に信任せられ、四月總督府軍事參謀役となる。七月本藩若年

寄に任す。後藩の歸降するや、名を仲と改め歸順せし出で、三年東京藩邸に自首し、四年免さる。〔二〇、二一、三二、五四、六四、八一、八六、九一〕江戸昌平變に學ぶ。後東海義内長崎に遊び碩儒と交る。年三十二掲でられて藩の儒員となる。江戸藩邸に在りて侍講を勤む。弘化嘉永の間西洋砲術を習ふ。文久二年仙臺に移り養賢堂學頭となる。明治戊辰の際軍國の文書を司りしを以て捕へて獄に下さる。後に赦され東京に移り、明治十一年六月十三日死。年七十八。二子修二、文彦、各家を爲す。著書數十種、世に行はる。〔五、六、七、八、三〇〕

大槻磐水 仙臺の八。名は茂質、字は子煥、玄澤と號す。玄葉の子。杉田玄白、前野良澤に蘭學を習ふ。

天明六年仙臺侯に擢てられ侍醫となる。文化八年幕府の命を受け、蘭書を翻譯す。文政十年三月死。年七十一。著書蘭學蘭經等名あり。〔七〕

大松澤掃部之助 仙臺藩士。伊達氏一族。六百石を食む。大隊長として勇名あり。明治二年四月白連隊

三郎邸に預けられ、六月家祿を没し、水琴館に處せ

られ、四年三月赦さる。〔二八、三四、五四、五六〕

大山格之助 二、三、五、六掲出。〔二〇、二一、二二、二七、三〇、三二、三四、四一、四二、四九、五四、五三、五七、六五、七〇、七四、七九、八三、九〇、九七〕

大童信太夫 仙臺藩士。天保十三年藩主の近侍となる。

後江戸留守役となる。戊辰戰役の後、二年一月出入司金般係となる。されど、其後罪を得、改名して黒川剛といひ、脫走して東京に出で、諸所に潜伏せしが、三年閏十月自首し説得命ぜられ、十一月免まる。

後出でて、大蔵省、文部省、内務省、警視廳等に出仕し、三十三年十月死。年六十九。〔七、一〇〕

ク

九條總督 九條道寧と稱じ。〔二二、二六、二七、二九、三五、五三、七四、七五、七六、八七、八八、八九、九〇〕

九條道孝 三、四、六、七掲出。〔二〇、二一〕

熊谷齊 仙臺藩士。目附となる。三好監物を捕へんとしたる罪に座し、維新後家跡沒收、楊屋入を命ぜられ、自殺す。年五十二。〔三〇〕

黒田了介 二、三、四、五掲出。〔二〇、二一〕

サ

齋藤安右衛門 仙臺藩士。日野佐吉の弟。齋藤九郎右

衛門の養子となる。辯舌に長じ氣魄あり、砲術を幕藩に傳へ。二年四月捕へられ、下獄、切腹申付らる。

土川勝義殿之助に學び、西洋兵法に精し。明治維新的役組隊長となり、藩主に從ひ、白石に至り、各

郎と稱す。慶應元年四月家を承く。二年六月藩知事となり九月正五位に叙す。〔三三、六七、九八〕

カ行

カ

桂太郎 四、六掲出。〔二〇、二一、二二、二三、二四、二五、三四、三五、四一、四二、七九〕

片倉小十郎 名は宗景。白石三萬石を領す。世々仙臺藩家老たり。文久三年京に上り、孝明天皇石清水行幸に供奉す。明治二年子邦憲の時北海道に移り、三十一年男爵を授けらる。〔二八、五〇〕

人物概覽

一六

坂

英 力 仙臺藩重臣。

維新の際坂達首謀の臣として但木土佐と共に東京に押送せられ、入牢せしが、漏洩に罹り、二年二月淀藩稻葉氏の邸に預けられ、五月脳死。時に年三十七。〔一三、二七、三二、三三、六三、六四、六七、六八、七九〕

酒井左衛門尉 忠篤に同じ。三、五、六、七掲出。〔一六、二四、三七、三八、九六〕

酒井忠篤 三、五、六、七掲出。〔一六、四八〕

酒井忠惇 三、五、七掲出。〔二〕

櫻田敬助

仙臺藩士。良佐の子。父について勤皇の志あり。維新の際會津討入を主張し、中山口等に戦

ひ功あり。明治二年四月議事局議員を命ぜらる。〔一八、五〇、五三、五四、五六、八三、八五、九一〕

櫻田良佐

仙臺藩臣。名は通、字は子惠、景雄の二男。寛政九年生る。經學を叔父櫻田欽齋に習ひ、性

命道體の學に通じ、下野佐野藩に聘せられ、元締を以て郡奉行を兼ね。ついで仙臺藩より大番組を命ぜられ、江戸に出で西洋砲術を學ぶ。後また佐野藩に仕へ家老次席となり、間もなく歸國し、伊具郡金山城代中島虎之助に西洋砲術を教ふ。累進して兵具奉行、養賢堂指南役となる。弘化以來邊海事多きに及

び、西洋兵術に和漢戰法を加味したる大成流を創始し、兵法新論、砲術新論等の書を著し、大に世に普及。この外儒學に關する著書また多し。及門の士に清川八郎等あり。伊牟田尙平、安積五郎等も來り寓す。明治後議事局議長、外事局長等となる。九年十月死。年八十。〔七、八〕

佐竹右京大夫 佐竹義堯に同じ。〔一八、六七、九五、九八〕

佐竹播磨守 名は義謙、初名貞五郎また求馬。秋田支藩久保田新田藩主。相馬益胤四男。安政四年十一月義核の後を嗣ぐ。壹岐守と稱す。慶應元年九月播磨守に改む。文久慶應の間武備を修め洋式兵法を採用す。戊辰の役宗家と共に勤皇の事に力を盡す。二年五月致仕。三年四月死。實は元年七月死去といふ。〔六七〕

佐竹義堯 秋田藩主。初名義核、また義就。字は君岳、右京大夫と稱す。中村源相馬益胤の第三子。嘉永二年十月支藩久保田新田佐竹義純の嗣となり、安政四年七月轉じて宗家を嗣ぐ。文久元治の間京都に守衛す。戊辰の役勤皇の大義を唱へ、後盛岡・莊内等の監撫を命ぜらる。ついで參議、秋田藩知事、官

瀬上主膳 四掲出。〔三五〕

鈴木縫殿 四掲出。〔三五〕

佐藤保太夫

仙臺藩士。素雪と號す。但木土佐の徒。

佐藤保太夫 明治二年四月脱走の爲處分せらる。〔八〕

澤副總督 爲量 七掲出。〔二〇、二一、二五、七四、八四〕

澤副總督 爲量 同じ。〔四一、四二、五三、七八、九〇〕

三條西季知 四、五、八掲出。〔一、一〇〕

シ

中祇候、麝香間祇候を歴任し、從二位勳二等となる。

十七年十月死。年六十。〔一七〕

佐藤保太夫

仙臺藩士。素雪と號す。但木土佐の徒。

品川彌二郎 二、三、四、五、七掲出。〔一〇、二〕

芝多民部 また周防と稱す。仙臺藩重役。柴田郡村

田本郷二千石を領す。性深沈。土隊長に採用せられ、次いで參政となり、後執政に任す。然れどもまた豪放の點あり。但木土佐等と好からず。安政五年聚行職を召放たれ、退職を命ぜらる。〔八〕

島津忠義

二、三、四、五、六、七、八、九掲出。〔七〕

島津久光 一、二、四、五、六、七、八、九掲出。〔一〇〕

タ

醍醐少將 醍醐忠敬に同じ。〔五四、五七、七〇、七一、七五、七六、八三、八八、九〇、九四〕

醍醐忠敬 忠順の子。嘉永二年十月生る。維新の弊

奥羽鐵撫副總督となり、功あり、賞典六百石を賜はる。明治三十二年五月死。〔二〇、二〇、二一、二五、三三、三四、七〇、七四〕

高津慎一 長州藩士。維新の際奥羽平定に従ひ、八月監軍となる。〔三三、五一、五三〕

瀧川播磨守 三、五、六、七掲出。〔四〕

竹内千之助

仙臺藩士。名は良、字は子明、蕭里と號す。

〔一〕

藩士、また林復齋に号ぶ。佐久間魯山と併び稱せらる。後藩に歸り、大奇士となり御納戸に擧げられ、

〔二〕

世子茂村に侍講す。維新の際罪を得、替居謹慎を命ぜられ、三年二月免さる。以來帷を垂れて諸生を教

〔三〕

授す。諸國來學する者頗る多し。十五年十二月死。

〔四〕

〔五〕

〔六〕

〔七〕

〔八〕

〔九〕

〔十〕

〔十一〕

〔十二〕

〔十三〕

〔十四〕

〔十五〕

〔十六〕

〔十七〕

〔十八〕

〔十九〕

〔二十〕

〔二十一〕

〔二十二〕

〔二十三〕

〔二十四〕

〔二十五〕

〔二十六〕

〔二十七〕

〔二十八〕

〔二十九〕

〔三十〕

〔三十一〕

〔三十二〕

〔三十三〕

〔三十四〕

〔三十五〕

〔三十六〕

〔三十七〕

〔三十八〕

〔三十九〕

〔四十〕

〔四十一〕

〔四十二〕

〔四十三〕

〔四十四〕

〔四十五〕

〔四十六〕

〔四十七〕

〔四十八〕

〔四十九〕

〔五十〕

〔五十一〕

〔五十二〕

〔五十三〕

〔五十四〕

〔五十五〕

〔五十六〕

〔五十七〕

〔五十八〕

〔五十九〕

〔六十〕

〔六十一〕

〔六十二〕

〔六十三〕

〔六十四〕

〔六十五〕

〔六十六〕

〔六十七〕

〔六十八〕

〔六十九〕

〔七十〕

〔七十一〕

〔七十二〕

〔七十三〕

〔七十四〕

〔七十五〕

〔七十六〕

〔七十七〕

〔七十八〕

〔七十九〕

〔八十〕

〔八十一〕

〔八十二〕

〔八十三〕

〔八十四〕

〔八十五〕

〔八十六〕

〔八十七〕

〔八十八〕

〔八十九〕

〔九十〕

〔九十一〕

〔九十二〕

〔九十三〕

〔九十四〕

〔九十五〕

〔九十六〕

〔九十七〕

〔九十八〕

〔九十九〕

〔一百〕

〔一百一〕

〔一百二〕

〔一百三〕

〔一百四〕

〔一百五〕

〔一百六〕

〔一百七〕

〔一百八〕

〔一百九〕

〔一百十〕

〔一百十一〕

〔一百十二〕

〔一百十三〕

〔一百十四〕

〔一百十五〕

〔一百十六〕

〔一百十七〕

〔一百十八〕

〔一百十九〕

〔一百二十〕

〔一百二十一〕

〔一百二十二〕

〔一百二十三〕

〔一百二十四〕

〔一百二十五〕

〔一百二十六〕

〔一百二十七〕

〔一百二十八〕

〔一百二十九〕

〔一百三十〕

〔一百三十一〕

〔一百三十二〕

〔一百三十三〕

〔一百三十四〕

〔一百三十五〕

〔一百三十六〕

〔一百三十七〕

〔一百三十八〕

〔一百三十九〕

〔一百四十〕

〔一百四十一〕

〔一百四十二〕

〔一百四十三〕

〔一百四十四〕

〔一百四十五〕

〔一百四十六〕

〔一百四十七〕

〔一百四十八〕

〔一百四十九〕

〔一百五十〕

〔一百五十一〕

〔一百五十二〕

〔一百五十三〕

〔一百五十四〕

〔一百五十五〕

〔一百五十六〕

〔一百五十七〕

〔一百五十八〕

〔一百五十九〕

〔一百六十〕

〔一百六十一〕

〔一百六十二〕

〔一百六十三〕

〔一百六十四〕

〔一百六十五〕

〔一百六十六〕

〔一百六十七〕

〔一百六十八〕

〔一百六十九〕

〔一百七十〕

〔一百七十一〕

〔一百七十二〕

〔一百七十三〕

〔一百七十四〕

〔一百七十五〕

〔一百七十六〕

〔一百七十七〕

〔一百七十八〕

〔一百七十九

藤井伊豆守 名は信庸。彦四郎また菊太郎と稱す。始め安房守、ついで山城守。出羽上の山藩主。三萬石を食む。信貞の嗣。弘化元年八月生る。文久二年四月家を承く。維新の際朝命により弟信安に家を譲る。

〔四一、六七、九五〕

古莊嘉門 熊本の人。天保十一年生る。木下氏の門に學び、竹添道一郎、井上毅等と名を等ふす。後長崎に學ぶ。維新の際京阪及び東北に遊び佐幕に志す。

後豊後鶴崎に居り有終館を起し、志士と交はる。明治十一年事を以て獄に下り、出獄の後紫瀧會を組織し、國家主義を唱ぶ。ついで青森、大分縣等に書記官となり、また第一高等學校長となる。二十三年國會議員となり、衆議院議員となる。また臺灣總督府内務部長、三重群島知事等となる。三十八年貴族院議員に勅選せられ、大正四年五月死。年七十六。

〔一〇〇〕

水

堀左京亮 名は直賀。越後村松藩主。三萬石を食む。

直庸の長男。天保十四年閏九月生る。萬延元年十月家を承く。維新後舊姓奥田に改む。明治三十六年一月死。〔九八〕

本多能登守 名は忠紀。磐城泉藩主。二萬石を食む。元吉元年七月寺社奉行より若年寄となる。十二月封す。慶應二年六月再役、三年四月辭す。明治元年十二月隱居。〔六七、九八〕

〔マ行〕

牧野伊勢守 名は忠恭。三掲出。〔九八〕

牧野備中守 越後長岡城主。名は忠訓、五郎磨また者之助と稱す。松平宗秀二男。忠恭の嗣となり、慶應三年七月家督相續、玄蕃頭また駿河守と稱す。明治元年十二月隱居。〔九八〕

〔二九〕

松平容保 一、二、三、四、五、六、七、八、九掲出。〔二、三、四、一六、六〇〕

〔二、四〕

松平定敬 一、二、三、四、五、六、七、八、九掲出。〔二、三、四、一六、六〇〕

〔二、四〕

松平春嶽 一、二、三、四、五、六、七、八掲出。〔一〇〕

〔一〇〕

箕田傳兵衛 二、三、四、五、六、七、八掲出。〔一〇〕

宮部鼎藏 名は尊實。田城と號す。熊本藩主。伯父

增美に從つて山鹿流の兵法を修め、遂に伯父の後を嗣ぐ。年三十強んでられて師範となる。されど自ら足りりとせず、四方に周遊して吉田松陰等の志士と交る。米穀の來るや攻守の議を建て、屢々長岡是常に獻言す。是より京撫の間に往来し局旅頗るつとむ。

元治元年六月京都にて節に附る。年四十五。〔一〇〇〕
三好監物 仙臺藩主。名は清房、字は顯民。開基と號す。通稱は武三郎。三好義明の子。剛毅果斷、藩主慶那の信任を得、小姓組、目付役使番より備頭兼旗本奉行に任じ、累進して參政となり、安政六年江戸に祇役す。夙に勤皇の志深く、井伊大老の専横を諷刺し、罪を受く。文久三年藩主に従ひ上京す。慶應三年冬また上京、皇事に努力す。陽藩の後九條總督の幕脇に参し幹旋し、爲に同藩士に忌まれ、明治元年四月職を解して閉居し、八月自殺す。時に年五十
四。〔五、一一、一二、二〇、二一、二二、二五、三〇、三一、三二〕

〔七〕

溝口誠之進 七掲出。〔九八〕

水野真次郎 名は忠弘、また忠篤。出羽山形藩主。和泉守と稱す。慶應二年九月家を承く。明治二年六月山形縣知事となり、三年七月近江朝日山に轉ず。三十八年十二月死。〔四一、六七、九五、九八〕

松前志摩守 名は德廣。明之助、準之助、準之丞と稱す。崇廣の子。松前藩主。慶應二年六月家督相續。明治元年十一月死。〔九八〕

人物 機 覧

毛利大膳太夫 毛利敬親に同じ。〔六〕
毛利敬親 二、三、四、五、六、七、八掲出。〔七〕

【ヤ行】

ヤ

安田竹之助 仙臺藩臣。初め昌之助と稱す。名は良智。

六百石を食む。安政の末摺でられて監察となり、轉じて郡奉行に任じ、旗本弓銃手長に進み、近習を兼ね。戊辰の際初め勤皇論を唱へ後西軍の暴を憎み、番頭となり、磐城川北に職ふ。九月揚屋入命せられ、翌年四月九日切腹。〔一二、一三、二七、三〇、六二〕

柳澤伊勢守 越後黒川藩主。名は光昭、八百次郎と稱す。宗家大和郡山藩主保泰の第十子。文政六年六月生る。支藩黒川を嗣ぐ。天保七年十一月家督相續。二十日致仕。三十三年四月死。〔九八〕

山内容堂 一、二、三、四、五、六、七、八掲出。

山川大藏 六掲出。〔三〕

山崎源太左衛門 仙臺藩士。戊辰の際目附役たり。三

好監物を捕縛せんとせし等の罪により、隠居永禁獄

を命ぜられしが、三年三月謹慎を命じ、ついで免さる。〔二八、三〇〕

三

嘉彰親王 四、五掲出。〔二〇〕

吉田大次郎 吉田松陰に同じ。八掲出。〔一〇〇〕

吉田大八 羽前天童藩士。名は守隆。少壯武を好み、砲術に長ず。明治元年春莊内兵と戦ひ、力を皇室に盡す。然れども奥羽諸藩に憎まれ、山形藩兵に捕へられ、米澤軍議所に送られ、六月十八日天童親王庭に懲致せられ、死を促さる。翌日自殺。年三十七。

〔三七、三九、四一、四三〕

米津伊勢守 米津政敏と同じ。三掲出。〔六七〕

輪王寺宮 七掲出。〔三〕

六郷兵庫頭 名は政継。出羽本荘藩主。二萬石を領す。

リ

ワ

若生文十郎 名は景祐。仙臺藩士。二百石を食む。曾月襲封、明治維新の際皇事に勧め功あり。二年六月功により賞典一萬石を賜はる。四十年七月死。年六十。〔九五、九八〕

【ワ行】

ワ

若生文十郎 名は景祐。仙臺藩士。二百石を食む。曾て京都を守衛し、戊辰正月證文預主立列となる。ついで會津に使し、奥羽聯盟の主動者たり。五月近習兼軍務局議事廳接続取となる。八月相馬口に戦ひ功あり。九月軍事參謀班番頭格となり、農兵徵募を司る。翌年二月捕へられ、四月初腹。年二十八。〔二五、二七、三〇、三六、五四、五六、六二、六八、九九、一〇〇〕

和田織部 仙臺藩士。伊達六郎の二男。十二三歳にして和田家を嗣ぐ。文武に通達す。戊辰閏四月御靈櫻口に戦ふ。五月若年寄となる。論協はづして屏居す。歸順の後執政となる。然れども櫻田良佐等と協はず、二年四月初腹を命ぜらる。年三十八。〔二八、五五〕

(國民史七十一卷) 上製

昭和十八年十一月二十日印刷

昭和十八年十一月二十五日發行

◎定價金四圓五拾錢
特別行為稅相當額四拾錢
合計金四圓九拾錢

著者 德富猪一郎

東京都神田錦町一丁目十六番地

株式明治書院

坂鍛役社長森下松衛

東京都芝浦二丁目三番地

代表者小進

日本出版配給株式會社

日本出版會社員番號一三四五〇五番



不許

複印

發行者

印 刷 所

東京都神田錦町一丁目十六番地

電話神田二一四七番

發行所
配給元

東京都神田錦町一丁目十六番地
電話神田二一四七番

株式明治書院
日本出版配給株式會社



終